令和元年度第1回 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会

日時: 令和元年10月30日(水)13時~15時

場所:市庁舎5階 関係機関執務室

■次第■

1 開 会 13:00~

- 2 議事 13:03~
 - (1) 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会3の実施結果について
 - (2) 第4期横浜市地域福祉保健計画策定時にいただいた御意見について
 - (3) 第4期横浜市地域福祉保健計画推進に向けた取組について
- 3 報 告 14:14~
 - (1) 第4期横浜市地域福祉保健計画 評価項目の現状値及び市計画冊子の修正について
 - (2) 令和元年度 区地域福祉保健計画の推進状況について
 - (3) 横浜市地域協議会の実施結果について
 - (4) 横浜市社協長期ビジョン中期計画について
 - (5) よこはま地域福祉フォーラムについて
- 4 閉 会 14:59~

<委員会配付資料一覧> (※当日配布資料)

- ○令和元年度第1回横浜市地域福祉保健計画策定·推進委員会 次第
- ○横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 委員名簿・事務局名簿 ※
- ○横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱
- ○令和元年度 第1回 分科会3の振り返りについて (資料1)
- ○第4期横浜市地域福祉保健計画策定報告時にいただいた御意見について (資料2)
- ○令和元年度 第4期横浜市地域福祉保健計画 主な取組スケジュール (資料3-1)
- ○生活困窮者自立支援方策の推進の取組について (資料3-2)
- ○横浜市生活困窮者自立支援制度 業務推進指針 ※
- ○生活困窮者支援リーフレット ※
- ○柱2-3「身近な地域における権利擁護の推進」の取組報告 (資料3-3、別紙)
- ○「自分も元気!地域も元気!」リーフレット
- ○第4期地域福祉保健計画周知のための動画作成について (資料3-4)
- ○第4期市計画評価項目の現状値一覧 (資料4)
- ○第4期市計画冊子資料編の修正について (資料5)
- ○令和元年度 区地域福祉保健計画 策定・推進スケジュール (資料6)
- ○横浜市地域協議会の実施結果について (資料7)
- ○長期ビジョン 2025 中期計画(令和元~令和5年度)について (資料8、別紙※)
- ○よこはま地域福祉フォーラムの開催について ※

横浜市地域福祉保健計画策定•推進委員会委員名簿

【任期:平成30年4月1日~令和2年3月31日】

(敬称略)

	委員名	所 属	分野
	<u> </u>	/// // / /	7, 4
1	アオキ シンイチ 青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
2	アカバネ シグキ 赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
3	イクタ ジュンヤ 生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 役員会代表 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
4	イノウェ アキラ 井上 彰	横浜市身体障害者団体連合会 常務理事	障害分野関係者
5	ウッミ ヒロシ 内海 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
6	かりナーカオル川名	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
7	サエキ ミ カ 佐伯 美華	幸ケ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
8	^{サカタ} ノブコ 坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
9	タキサワ シュンコ 瀧澤 純子	市民公募委員	市民委員
10	95**	栄区シニアクラブ連合会 顧問	高齡分野関係者
11	タダカ エツコ 田髙 悦子	横浜市立大学大学院 医学研究科・医学部 教授	学識経験者(保健)
12	9ナカ クニオ 田中 国雄	市民公募委員	市民委員
13	ナカノ 中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 理事長	N P O・市民活動団体等 中間支援組織
14	ナワタ シピラ 名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者 (コミュニティ)
15	ニシオ アッシ 西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者(福祉)
16	ハダジリ アキラ 畑尻 明	保土ケ谷区連合町内会長連絡会 会長	自治会町内会関係
17	ハマ デッオ 濱 哲夫	磯子区精神障害者生活支援センター 施設長	障害分野関係者
18	フクマツ ミヨコ 福松 美代子	横浜市保健活動推進員会 港北区会長	保健活動推進員
19	ヤマダー、ミチコー山田・美智子	西区地域子育て支援拠点 スマイル・ポート 施設長	子育て分野関係者
20	まれか ぎチェ 米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会事務局名簿

		R1. 10. 30
	氏名	所 属
1	霧生 哲夫	健康福祉局 地域福祉保健部長
2	大濱宏之	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課長
3	鈴木 由里子	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 担当係長
4	牧野 みず江	同担当係長
5	伊藤 浩美	同担当係長(成年後見)
6	二階堂 紀子	同計画担当
7	富下 春菜	同計画担当
8	大渕 義博	同成年後見担当
9	鈴木 茂久	健康福祉局 生活福祉部 生活支援課長
10	東海 志朗	健康福祉局 生活福祉部 生活支援課 生活困窮者支援担当係長
11	荒尾 舞子	同生活支援係担当
<オ	ブザーバー>	
1	本田 和彦	横浜市社会福祉協議会事務局長
2	品川 裕治	同 総務部長(企画部長兼務)
3	小池 伊左雄	同企画部企画課長
4	小澤 幸	同企画部企画課
5	田邊 裕子	同地域活動部長
6	池田 誠司	同地域活動部担当部長(地域福祉課長)
7	牧内豊	同地域活動部地域福祉課 担当課長
8	村瀬 大亮	同地域活動部地域福祉課
9	内藤 陽介	同地域活動部地域福祉課
10	鳥居 俊明	健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課長
11	阪柳 雅也	健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課 担当係長
12	平木 浩司	健康福祉局 企画部 企画課長
13	賀谷 まゆみ	市民局 市民協働推進部 地域活動推進課長
14	安養寺智	市民局 市民協働推進部 地域活動推進課 担当係長
15	鈴木 正則	市民局 市民協働推進部 地域活動推進課 担当係長

横浜市地域福祉保健計画策定•推進委員会運営要綱

制 定 平成24年4月1日 健福第1765号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画(以下「計画」という。)を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)第4条の規定に基づき、定めるものとする。

(担任事務)

- 第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。
- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の評価に関すること。
- (4) その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。
- (1) 市民
- (2) 福祉保健活動を行う者
- (3) 社会福祉事業を経営する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者
- 2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 第1項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する 委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。
- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。)の過半数 が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

- 第8条 第2条に掲げる担任事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。
- 3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。
- 4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号) 第31条の規定により、委員会の会議(分科会の会議を含む。)については、一般に公開 するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とする ことができる。

(庶務)

第11条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。
- 3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、 平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱(平成20年2月4日制定)は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領(平成 20 年2月4 日制定)は、廃止する。

令和元年度 第1回 分科会3の振り返りについて

分科会3検討テーマ

「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」

1 実施状況

日 程	報告・検討(意見交換)内容
令和元年 9月12日(木)	 ○報告 ・前回までの分科会3の振り返り ・成年後見制度に関するヨコハマeアンケートの結果 ・『横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会』中間報告書 ○検討(意見交換) ・中核機関の機能等について ・区協議会の機能・役割について

2 検討(意見交換)内容に対する主なご意見等

(1) 中核機関の機能等について

- ・区、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター、基幹相談支援センターの4つの機関を成年後見制度の相談支援機関として位置づけ、相談を受ける力の平準化を目指し、同じように受け止め、それをきちんと中核機関でフォローしていくという形は良い。
- ・後見人候補者が決まらない時は中核機関で検討して候補者を出すことや、親族後見人から の相談もきちんと受け止め、データに基づいたフォロー体制を作っていく方向性は良い。
- ・現場の感覚としては、個別の支援チームに専門職の方々を中核機関が派遣してくださることは本当に心強い。一方で、現場が日常の相談から権利擁護のニーズをとらえ、専門職の派遣依頼がかけられるかどうかがポイントだと思う。中核機関は、チームへの後方支援と人材育成はセットでやらないと意味がないように思う。

(2) 区協議会機能・役割について

- ・区協議会として、新たに相談の全数把握をすることや、モニタリングで目詰まりをなくしていくことは素晴らしいが、開催頻度がこれまで通り年に3回程度では足りない。
- ・区協議会で集約する情報量が少ないと、判断を誤りかねないし専門職の助言もしにくい。
- ・区協議会の動きは、地域包括ケアシステムと似ていて、関係者がお互い「こんな時はどう したらいいか」や「わからないことをぶつけあう」ような、例えば事例検討を一緒にやっ て考え方を共有し、わからないことは、中核機関に聞く形になるのが、いいと思う。
- ・顔ぶれも同じなので、現在のサポートネットとの違いが今一つわかりにくい。
- ・当事者(家族)の立場からすると、書類の作成や、必要書類の取得でハードルが高いと感じてしまう。
- ・区協議会の事務局は区役所高齢・障害支援課と区社協あんしんセンターとなっているが、 外からみても、高齢・障害支援課は、日々ものすごく忙しそうだ。そういった中に事務局 を置くということは、まずはそれなりの体制をつくらなければいけないと思う。

(3) まとめ

全体の方向性として現段階ではこれで良いのではないか。具体化して流れを良くしていくためのボリューム感や頻度などは、検討がもう少し必要という意見もあったので、今日の意見を後半の検討に生かして欲しい。

第4期横浜市地域福祉保健計画策定報告時 にいただいた御意見について

1 関係団体等への説明及び送付

次の関係団体等へ策定の報告及び冊子・概要版の送付を行いました。

(1) 策定報告先

地域関係	横浜市町内会連合会、横浜市民生委員児童委員協議会、 区町内会連合会(18か所)、区民生委員児童委員協議会(18か所)、 区社会福祉協議会会長会
障害関係	横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、 横浜市精神障害者家族会連合会、横浜市精神障害者地域生活支援連合 会、障害者地域作業所連絡会、社会福祉法人型地域活動ホーム施設長会、 機能強化型地域活動ホーム連絡会、グループホーム連絡会、 中途障害者地域活動センター施設長会、市社協障害福祉部会、 市社協障害者支援センター運営委員会、 市社協福祉団体部会(障害者団体部会)
高齢関係	横浜市老人クラブ連合会、区老人クラブ連合会会長連絡協議会、 市社協高齢福祉部会
こども関係	地域子育て支援拠点連絡会、市社協保育福祉部会、市社協児童福祉部会、市社協横浜保育室部会
健康づくり関係	横浜市保健活動推進員区会長会、 横浜市食生活等改善推進員協議会理事会
成年後見関係	あんしんセンター業務監督審査会、市民後見推進委員会
その他	市会健康福祉・医療委員会、医療福祉事業部会(横浜市医師会関係)、市社協福祉ボランティア・市民活動部会、横浜市生協運営協議会
	計 66 か所

(2) 冊子・概要版送付先

地域関係	地区社会福祉協議会 (256 か所)、地域ケアプラザ (138 か所)、 区社会福祉協議会 (18 か所)
障害関係、	市社協生活医療福祉部会、市社協居宅事業所部会、
高齢関係	老人福祉センター (18 か所)

こども関係、 青少年関係	地域子育て支援拠点(22 か所)
教育関係	横浜市立小学校(342 校)、横浜市立中学校(146 校)、 横浜市立特別支援学校(12 校)
その他	市民活動支援センター、地区センター (80 か所)、 市社協経営者連絡会議、各市立図書館 (18 か所)、国会図書館、 市立大学図書館、神奈川県立図書館等 (5 か所)
	計 1,050 か所

(3) 冊子·概要版配布場所

-/ 113 3 10000/1000	= 11· 304721
窓口配布	区役所(18 か所)、地域ケアプラザ(138 か所)、地区センター(80 か所) 老人福祉センター(18 か所)、区社会福祉協議会(18 か所)、 市役所市民情報センター、市民活動支援センター、 市社会福祉協議会、地域子育て支援拠点(22 か所)
	計 297 か戸

- ※ その他、横浜市ホームページ、市社協ホームページ、福祉よこはま6月号、各区策定・推 進会議等で広報しました。
 - (4) 冊子・概要版配付数 ※令和元年9月30日時点

冊子 8,247 部、概要版 14,395 部

※ 参考:パブコメ時 冊子 6,364部、概要版 11,073部

2 主なご意見

いただいた御意見のうち、重複していただいた御意見について、以下のとおり紹介します。

- ・冊子のコラムや概要版のマンガがわかりやすかった。
- ・本冊子巻末の資料編はとても充実していて素晴らしい。
- ・団体としての取組を進める上では、団体の中だけでなく、地域ともっと関わっていく必要があると感じた。そのように意識して活動していきたいと思う。
- ・障害者にとっても大切な計画になるので、障害者にも、外国人にもわかってもらえるような優しい日本語を使わないと、難しくて理解できない。次からはそのような対応を考えてもらいたい。
- ※ 団体名等、詳細事項は省略いたしました。

いただいた御意見については、第4期市計画の推進に生かすとともに、必要に応じて所管 課等に情報提供し、御意見を踏まえ、取組を進めます。 令和元年度 第4期横浜市地域福祉保健計画 主な取組スケジュール(健康福祉局福祉保健課、生活支援課、市社会福祉協議会)

※ ◆・・・市の取組、◇・・・市社協の取組

R1.10.30版

資料3-1

柱	重点項目	今年度の主な取組	主担当	4月	5月 6月	7月 8月	9月 10月	11月 12月	1月 2月	3月
柱1	柱1-1 地域力(地域の	・地域特性に合わせた取			市・区計画	<u></u> 策定・推進、各種研修実施 / 市・区言	 一	管理職会、担当者会議等での情報交換	<u></u> 是実施	
福	1921019177	・ 地域特性に合わせた取組の先行事例の集約と、会議等での支援機関に向けた発信・ 区社協・地域ケアプラザの名乗業セッチ会議場		★区計画推進支持 ◆区計画担当者表	◆区担当者会議①	◆区責任職研修			◆区担当者会議①	
祉		の各事業担当者会議や 職員研修の実施による 組織間・職種間の連携促 共通	市		◆◇第4期市計画 講演会			◆研究発表会	(事例報告)	
保 健		進	市社协	☆職員向け計画の	● ◇区社協担	当者会議①		◆地域支援研修(ᄉᄼᄔᄘᅑᄺᄻ
活 動 推 進	活動の推進の	具体的支援・課題解決に 向けた方策やイベント等 の実施		◆e-News発行(#	◇市社協運 月)(局から区への情報発信)	営プラザ向け計画研修		◇区社協担当者会	◇地域交流研究 会議②	要问び計画研修
の た め の		地域共生社会の実現に向けた、 域を「丸ごと」支える包括的な相 支援の推進	.地]談· 市				◆関係局区検討PJ課長会①	◆関係局区検討PJ係長会①	◆関係局区検討PJ係長会②	◆関係局区検討 PJ課長会②
基盤		市民や民間団体、地区連合町に	内会		◆データ活用プロシ	データ所管課と	の調整	データ所管課・市民情報室との調	* * * * * * * * * *	
づくり	++	等が、区域や地域の課題についる角的に検討できるよう、行政は供するオープンデータの利活用進し、地域課題の共通認識を図協働により解決するための基盤構築	が提しま		▼) — Улатоц	◆データ活用プロジェクト(係長級)②	◆ データ活用プロ	ジェクト(係長級)③	11	フ1ン(庁内用)元成
	支援の充実	・要援護者マップの作成等身近	な地			 食を通じた支援、移動支持	│ 爰、居場所づくり等、実践情報の集約に	│ よる課題解決手法の共有		
		域での実践に生かせる手法の運用 支援 ・社会的孤立や生活困窮等、どの 地域でも共通に考える必要のある 課題やその解決事例・対応事例の 提示	ħ	◇居は	場所づくりサポートモデル事業報告書の ◇身近な圏域を含む相談・支援体制で	◇子どもの居場所調査とりまとめ・共	有			
		地区連合町内会や地区社協等が、	が	◆【地福計画		の製作・活用(各区のフォーラムや研修	. 会議等)			
	柱1-2	それぞれの持つ既存のネットワ それぞれの持つ既存のネットワ や調整機能を生かし、住民の生 により身近な地域の活動を充実 せることの重要性やメリットの居	 活 市 記さ							
	地域福祉保健活動を推進する関係組織・団	(ます ネットワークを生かして、地区活動・団 を拡充していく機能の発揮や、「地援 域課題に向き合う」、「困りごとを抱	拡充していく機能の発揮や、「地 課題に向き合う」、「困りごとを抱 ている人を支える」、「すべての人 役割があり、支える側支えられる の区別なく互いに支え合う」という 動の方向性等、地区社協活動の		◇地区社協担当者会議①	◇地区社協検討会①	◇地区社協担当	者会議②		☆地区社協全体 会
	体への支援			ch th				◇地区社協検討会②	◇地区社協担当	
		まちづくり等、関連する他分野と				5 () W = 0 = W 0 > 1 1 5	* ***			
	誰もがお互いを	携した地域づくりの推進、支援制の周知	制度 市			多分野の局課との連携・調	整・情報共有 (市民局、都市整備局、	ことも育少年局、奴策局 等)		
	受け人れ、共に 支え合う意識	多様性理解啓発プログラムの核	金計				◇日常生活の中で出会う場を戦略的	に創出する方策の検討		
	の各発と醸成	と運用方法の提案	市社協	to th			◇福祉よこはまの発行(障害者当事者	音を特集)		
	柱1-4地域福祉保健	専門職だけでなく地域福祉保健動に関わる全ての行政職員に対る研修の実施	対す 市					◆関係局区検討PJ係長会① (各分野の研修に活用できる) ◆研究発表会	共通資料の作成) ◆関係局区検討PJ係長 (各分野の研修に活用で	会② きる共通資料の作成
	活動の推進のための人材育	各地域活動者を対象としたファ	t				◇地域福祉つなぎ隊研修 職員編	◆地域福祉つなぎ隊研修 共通編		→ ☆地区社協全体 会
	成と環境づくり	ローアップ研修やリーダー層にた研修の実施	市		◆◇地域ケアプラザコーディネーター	共通研修	A A 111.12.1		▲ ∧⊬江+垭-	ー → _=*,→ カ ☆!+
		・コーディネートカの向上を目的た区社協、地域ケアプラザ向け 修の実施	が	in the state of th	◆◇新任生活支援コーディネーター向		◆◇地域ケアプラ	ザ新任所長研修 ◆◇生活支援コーディネーター向け生		ーディネーター向け 体制整備事業研修

柱	重点項目	今年度の主な取組	主担当	4月 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月 12月	1月	2月	3月							
柱2		支援が必要な人だけでなく、その予 兆がある人を受け止め必要な支援																		
身近な地域で	+	につなげるための、地域や関係機関・学校・企業等のネットワーク構	市		いオ	つゆる「ごみ屋敷」対策	またついて、各区関	係各課·局·機関等	との連携、調整、解	消・未然防止・再発防止に向けた	福祉的支援									
	柱2-1 見守り・早期発	築の推進				<u> </u>			ļ											
	見の仕組みづくり	日頃の活動を通して地域住民等の				地域住民に密着し	したサービスを提供	する民間事業者等	と連携した「緩やか	な見守り」の実施(孤立予防対策事	業)									
		変化に気づく意識を高めるための、企業、商店、施設、NPO等との連携	市					•	事業者向けリーフ	レット作成、配付										
支援		の推進																		
が				各区社協による実践	A 57 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	A =++ @		研修(出前勉強会)	↑ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	☆議 ◇区社協向け出張研修(山並伽法会)	^ E + 4 + 1 / * /	→							
届		 身近な地域でのつながり・支えあい		◇新採用職員研修	◇区社協担当者会	会議① ○ ○ 本議② ○ 本表② ○ 本表》 ○ 本表② ○ 本表② ○ 本表② ○ 本表》 ○ 本表② ○ 本表② ○ 本》》 ○ 本表》 ○ 本表② ○ 本表》 ○ 本》》 ○ 本》》 ○	◇陸社勝門け出別	研修(山削炮强云) ◇CSW研修	◇四位協担当有2 ◇新採用職員研修		(山即地强云)	◇区社協担当者会	養譲る							
仕		活動推進事業等を通じた、地域における切れ目のない支援とそれが	市社協		企業等と連携	************************************	による生活困窮者	•社会福祉施設•子	ども食堂等への食を	中心とした支援と、一連の取組を	通じた地域づくり									
組み	柱2-2	実現できる地域づくり				◇包括的相談・支援	受体制づくりに向け	た住民活動・団体活	動等、民間側の取	組·方策検討										
づく	連携・協働による地域の生活						^#**************************	***	#	* ^ ^ =================================			_							
Ŋ	課題を調整・解決する仕組み		<u> </u>	 ◆職員向け研修			◇横浜巾生店困身 	者自立支援担当・												
	の充実	関係団体・関係者に対し、連携の必要性に関する意識啓発のための研	市	(排出支援研修)				◆区局専門職向に			る「ごみ屋敷」対策事例	集作成·配布 □								
		修実施	,,,					区による区職員・	関係機関向け研修会 T	<u>x</u>										
		地域住民や支援機関、関係機関の						N 75 1/2 3/1 16 4 1 - 25												
		協働による地域課題の解決に向けた仕組みづくり	市		生活困窮者自立支持	援方策の推進(生活困 ───────	窮者自立支援制	夏業務推進指針の選 	ĭ用開始・横浜市セ- │	ーフティネット会議実施・地域ネット 	・ワーク構築支援事業の	展開) ─────────								
	柱2-3 身近な地域に	近な地域に 中核機関及び地域連携ネットワーク ナる権利擁 について、様々な分野の会議体等	市	成年後見制度	<u>│</u> 【利用促進に向けた板			◆◇中間報告分科	禁余 3①		◆◇最終報告分科会	≥3②								
	おける権利擁護の推進		様々な分野の会議体等 市社協 本制整備の検討・実施	7% T 1876 11715	C117/17 REXEITE 1-3177 7-1.	AUGRA IPA		V T IFJTK LI // I	1200	→	▼◇政心和口刀行		援機関向け研修							
		之后 57亿元 [中间正隔 97 [X II]			+							▼◇怕談文	1友1成 川 川 川							
	柱2-4 幅広い住民層	様々な分野の活動者に向けた、人 や地域とのつながりと健康づくりの 考え方の広報	_		◆ソーシャルキ	マピタル推進リーフレ	/ット区配布													
	域の健康づくり		市																	
	活動の充実							 	*た宝践情報の共有											
	柱2-5 支援が届く仕	 実践を通じた支援のノウハウの集	実践を通じた支援のノウハウの集	 践を通じた支援のノウハウの集	 践を通じた支援のノウハウの集	 実践を通じた支援のノウハウの集 _	L L 実践を通じた支援のノウハウの集	援が届く仕 中咄ナスじょ ナゼの オッカの焦	 実践を通じた支援のノウハウの集	±41.15		◇事例集約								
	能させるための	約と提示	市社協		V 7 1/1/2/113						→ ◇よこはま地域	福祉フォーラムの開作								
	環境づくり											◆事例集(報告書)化	F.以							
柱3				 ◆【幅広く市民一般向け】	│ 普及啓発動画の検詞	 														
・恒	柱3-1 幅広い市民参	様々な人が地域活動に興味を持ち、参加してもらえるような支援機	_										-							
協広	加の促進	関の広報等による啓発	市																	
働い の市																				
推民 進活																				
動		 ・市内の社会福祉法人・施設が取り			◆◇地域協議会															
の 促	柱3-2	組む地域貢献活動の事例発表会の 開催及び事例集の作成による取組					5. ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **													
進、	多様な主体の 連携・協働によ	の促進・社会福祉法人・施設と地域の連携	市社協		◇法人・施設の2	公益的取組推進事業	美	│ ◇市·区社協連携 │	見による法人・施設 <i>0</i>	公益的取組推進事業の実施										
多	る地域づくり	による地域課題を解決する取組の拡充						 ◇企業向け社会	│ 東献プログラム事例	の集約			人 企業向け社会							
様 な		אל אווי							 ◇企業向け社会 [†]	│ 貢献プログラム事例集の検討			◇企業向け社会 貢献プログラム 事例集の発信							
主										The state of the s		•	● (HP)							
体 の	柱3-3			◇寄付文化醸成に向けた取組の検	討(課題解決型の寄	付活用、必要性の伝	え方等)			A+041121 2+12										
連携	幅広い市民参	 寄付金の生かし方や目的別の寄付 方法の周知等を通じた寄付意識の		◇他都市社協、	関係機関ヒアリング	◇個人のエピソード	に着目した寄付活	用啓発の実施	◇市民向けセミナ	◇市民向けセミナーの実施 一の実施 ◇寄付総合	────────────────────────────────────	◇市民向けセミナ	一の実施							
万	の連携・協働を 促進するため	方法の周知等を通じた寄付意識の醸成	市社協						く中区門けてきた	○ 大心		V 11/20/71/ E-/								
	の環境づくり												◇寄付活用事業 の実施							
							2													

生活困窮者自立支援方策の推進の取組について

生活困窮者自立支援制度概要と横浜市における支援

さまざまな事情で経済的にお困りの方、生活維持が難しい方の支援を行っています。 生活保護制度のような現金給付ではなく、自立に向けた「人的な支援」を中心に行ないます。 横浜市では、各区役所の生活支援課等が相談窓口となっています。

生活困窮者の定義(生活困窮者自立支援法 第3条)

この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、 心身の状況、 地域社会との関係性その他の事情 <u>により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者</u>をいう。

<生活困窮者が抱える課題や困りごとの例>

- ○長期間、定職に就けない ○長期間、家にひきこもっている ○多額の債務を抱えている
- ○失業してしまい生活費がない ○病気や障害がある ○身近に相談できる人がいない
- ○親の介護のため就労できない ○適切な医療を受けていない ○食べるものにも事欠いている
- ○人間関係をうまく作れない ○家賃や光熱水費を滞納している ○家計のやりくりができない ○親の年金を頼りに生活している ○ 障害の疑いがある …など

<制度の目指す目標と支援のカタチ>

包括的な支援

断らない相談支援

寄り添い型支援



支援のカタチ

「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め

目標

生活困窮者の自立と尊厳の確保

生活困窮者支援を通じた地域づくり

早期的な支援

「待ちの姿勢」ではなく早期に



継続的な支援

分権的・創造的な支援

地域の支援体制 切れ目なく継続的に



<支援メニュー>

[対象者] 横浜市にお住まいの方

生活保護受給中の方は対象になりません。

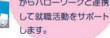
就労自立促進事業

個別的な支援

個々人の状況に応じた

ハローワークとの -体的な就職支援

区役所内に開設された ジョブスポットを活用しな がらハローワークと連携

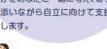




●自立相談支援事業

まずは相談

生活の困りごとや不安を抱え ている場合は、まずはお住まい の区の区役所生活支援課にご 相談ください。支援員が相談を 受けて、どのような支援が必要 かをあなたと一緒に考え、寄り 添いながら自立に向けて支援



事業事業

家計の立て直しを アドバイス

に、収支のバランスや債務の 状況を整理します。必要に応 じて、債務相談や貸付窓口の 紹介などを行い、早期の生活







●就労準備支援事業 /就労訓練事業

就労に向けた 段階的支援

すぐに就労することが困難 な方には、就労に向けた準備 として生活習慣や基礎能力 を養う支援や、短時間就労 の機会を提供しながら自立 を支援する「中間的就労」を 実施します。

●一時生活支援事業

一時的に衣食住を提供

住居を持たない方に、 一定期間宿泊場所や 食事を提供します。



区役所

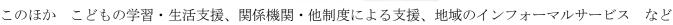
●住居確保給付金

働くために住まいの 確保を支援

離職により住居を失った方、 または失うおそれの高い方 に対して、就職活動している ことを条件に、一定期間家賃 相当額を支給します。 ※支給には一定の要件があ





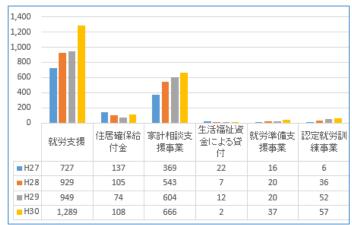


2 横浜市の相談・支援の状況

制度が開始された平成 27 年 4 月以降、相談件数・申込件数とも年々増加しています。平成 30 年度の新規相談件数は 6,062 件となっており、そのうち約 3 割にあたる 1,842 件が支援の申込に繋がっています。相談件数・申込件数ともに対前年度で約 20%、平成 27 年度との比較ではそれぞれ 36%・50%の増となっています。また、申込者の支援メニューでは、就労支援、家計改善支援の順に多くなっています。

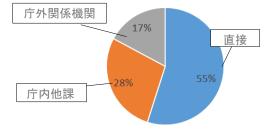
<新規・延べ相談件数、利用申込者数(H27~30)> <主な支援メニューの利用状況(H27~30)>





新規相談の経路別では、直接が多い状況ですが、年々、庁内各課や庁外関係機関からの繋ぎも多くなってきています。特に本市の場合は、庁内各課の徴収部門となる税務課・保険年金課からの繋ぎが多いのが特徴です。

<新規相談の経路別内訳(H30)> 庁 外 関 係 機 関 齢 税 高 ህ Ð 謹 W 鮨 寠 年 障 他 闄 関 他 151 177 30 103 204 56 2,792 538 3.330 1.691



3 横浜市における「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の取組

横浜市では、法の基本理念で掲げている支援体制の整備に向けて、「お互いに支え合える地域づくり」という視点から、地域福祉保健計画等の施策と連携し、様々な主体と協働で取組を進めていきます。

<地域ネットワーク構築支援事業の展開>

この事業は、地域の中で、生活困窮者を早期に把握するためのネットワーク (「気づきのネットワーク」) づくりや自立した生活を支えるためのネットワーク (「支援のネットワーク」) づくりを地域ケアプラザ等の身近な地域の関係機関等と協働して実施するものです。

平成30年度は緑区・栄区でモデル実施し、令和元年度からは全区で展開しています。



生活困窮者の自立支援に関わる支援者に向けて、国の動向や横浜市におけるこれまでの取組経過を踏まえ、生活困窮者支援の基本的な考え方を示すことを目的に平成 30 年度に策定しました。(ホームページに掲載) 横浜市生活困窮者

横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針▲

柱2-3「身近な地域における権利擁護の推進」の取組報告

1 成年後見制度の周知、利用者を増やす取組について

(1) 現状値の把握

ヨコハマeアンケートの実施

別紙参照

計画策定時の「成年後見制度」に対する市民の認知度や利用意向、広報 周知の効果的な手段等を調査するために、横浜市が実施しているアンケー ト調査を活用しました。

(2) 自分事として捉えてもらうために

平成30年度までに各区で区版エンディングノートを作成しました。今年度は、各区でエンディングノートの普及・啓発のためのシンポジウム等を 企画し、その中でノートの書き方講座を実施しています。

「成年後見制度」は単独で区民の関心を呼びにくいことから、多くの区が、 このエンディングノートの普及に併せて、「成年後見制度」についても周知 しています。

(3) 市民参画による成年後見制度の実施

市民後見人養成・活動支援事業は平成26年度に1期生の受任が始まり、 平成30年度までに第4期の養成課程が修了し、9月末時点で市民後見 人バンク登録者の数は73人、受任実績は59件になりました。

市民後見人誕生後5年を記念し、令和2年2月に「市民後見シンポジウム」を開催し、これまでの取組を発表する予定です。また、これに合わせて、神奈川新聞で月に1回の掲載ペースで関連記事を紹介しています。

2 権利擁護を推進するための課題と今後の方向性

(1)現在の課題

まだまだ一般には馴染みが少ない「成年後見制度」を、広く市民に周知する手法の開発に取り組めていないこと、身近な場所での説明会などのアウトリーチの手法が実施出来ていないことなど、支援が必要な人を早期に見つけるための、地域の方々への制度周知が進んでいません。

(2) 今後の方向性

来年度設置予定の中核機関の機能の一つとして、広報機能を持たせ、対象者に応じた周知方法やツールの開発を行います。また、市民向けの講演会や地域の支援者向けの出前講座等を検討しています。

成年後見制度に関する「ヨコハマeアンケート」実施結果について

平成30年度に第4期横浜市地域福祉保健計画と一体で市の成年後見制度利用促進基本計画を策定したことを受け、計画策定時の制度の周知状況や市民の制度に対する意見等を把握する手段の一つとして、「ヨコハマeアンケート」を活用しました。

1 実施期間

令和元年5月24日(金)~6月7日(金)

2 ヨコハマ e アンケートの概要

本市の施策や事業について理解を深めてもらうとともに、アンケートにより市民の声を収集し把握しています。また、アンケート結果については迅速に公表するとともに、 事業の企画、効果の測定、改善等に活用しています。

例年、公募した15歳以上の横浜市民が登録しています。(今年度3,237人)

- 3 アンケート結果(詳細は別紙参照)※回答率は 42.6%(1,380 人)
- (1) 幅広い世代へ実施した効果

「成年後見制度を知っているか」の設問における回答者の割合は、全体では約60% が「知っている」と回答しています。これを年代別に見ると、50代までは約53%の ところ、60歳以上では約75%が「知っている」と回答しており、年齢が上がるほど 知っている割合が高くなり、制度への関心が高いことが裏付けられました。

- (2) 制度を知ってもらうための効果的な広報への意見 「広報よこはま」や、タウン誌、SNSなどの他、以下のような意見がありました。
 - ・町内会の掲示板や回覧板
 - ・銀行やクリニックの待合室に周知パンフレットの配架やポスターの掲示
 - ・市内デパートの広場などで啓発活動
 - ・電車やバス内の広告や駅のポスター

(3) 制度利用を考えている市民向けの周知方法

一般的な広報の他、自分や身近な人の利用を考えている方に向けた周知方法への意見としては、以下のように出向いていく形の活動など、小さい規模での説明会等を求める声がありました。

- ・地域の<u>町内会や老人会</u>を通して説明会などを実施するのが、理解を早める近道だと思う。
- ・もっと身近な所で、分かりやすいセミナー等を開いて欲しい。
- ・やはり手間がかかったとしても、人が一対一で丁寧に説明するしかない。
- ・利用方法がわからないので、まず相談窓口がどこなのか知りたい。

(4) 障害者の利用に対する意見 ⇒ 制度の広報・周知に対する意見

- ・愛の手帳を持っている人や保護者へは、役所から講演会や説明会を直接案内した方が良い。
- ・法人後見についても、もっと広報して欲しい。
- ・軽度の方のために、より本人の能力を生かせる<u>保佐や補助の類型があることも周知</u>して欲しい。

(5) 担い手育成の取組への評価

成年後見制度の利用を進める上で、後見人等の担い手の育成も重要な取組になります。本市では平成24年度から<u>市民後見人</u>の養成と活動支援を開始していますが、この

取組について<u>「知っている」</u>と回答した方の割合は、わずか<u>10.5%</u>でした。 市民後見人の養成について<u>詳しく知りたいという意見が多数</u>あった一方で、興味 はあるが責任が重い仕事という不安も聞かれました。

(6) 制度そのものの課題 ⇒ 根強い不信感、不安感など

- ・多少は聞いたことはあるが、良いイメージがない。<u>メリット・デメリットをきちん</u> と説明して欲しい。
- ・後見人はどこまで出来て、これは出来ないなど、<u>利用者側の疑問や不安</u>にこたえるようなレクチャーを希望している。
- ・本当に信頼できるのか疑問に思ってしまう。
- ・後見人や後見監督人の報酬が高すぎる。(実際の利用者の方々)
- ・親族以外の者に同制度を利用して、その<u>意思決定を委ねるのは現時点では抵抗があ</u>る。
- トラブルが起きそうで、あまり関わりたくない。

(7) アンケートを実施した効果 ⇒ 制度を知り、考えてもらえたこと

- ・ますます社会現象として増加すると思うので、<u>事前の対策が重要</u>。周知広報を希望 する。
- ・独身の中年が増えているので、中年向けの広報も必要ではないか。
- ・地域で町内会や近所付き合いを地道に増やし、<u>困った人の情報がすくい上げられる</u>ようにすべき。
- ・情報を収集したい。今回のアンケートが、検討するきっかけになるかも知れない。
- ・今はまだ考えていないが、歳を重ねるにあたって、考えたい。

令和元年度第4回3コハマe アンケート

~身近な地域で安心して暮らすために~成年後見制度に関す るアンケート

実施期間 令和元年5月24日(金)から6月7日(金)

事業所管課 健康福祉局 福祉保健課

年代別・性別のメンバー数/構成比

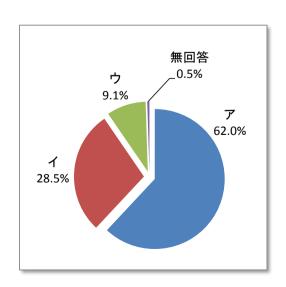
11001 E01000 F. W. 111000									
	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	14	52	211	425	352	386	229	2	1,671
	(0.4%)	(1.6%)	(6.5%)	(13.1%)	(10.9%)	(11.9%)	(7.1%)	(0.1%)	(51.6%)
女性	9	96	509	492	301	117	37	0	1,561
	(0.3%)	(3.0%)	(15.7%)	(15.2%)	(9.3%)	(3.6%)	(1.1%)	(0.0%)	(48.2%)
不明	0	0	0	1	3	1	0	0	5
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)
計	23	148	720	918	656	504	266	2	3,237
	(0.7%)	(4.6%)	(22.2%)	(28.4%)	(20.3%)	(15.6%)	(8.2%)	(0.1%)	(100.0%)

年代別・性別の回答者数/回答率

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	計
男性	4	13	58	189	181	244	147	1	837
	(28.6%)	(25.0%)	(27.5%)	(44.5%)	(51.4%)	(63.2%)	(64.2%)	(50.0%)	(50.1%)
女性	2	19	139	167	143	50	21	0	541
	(22.2%)	(19.8%)	(27.3%)	(33.9%)	(47.5%)	(42.7%)	(56.8%)	(0.0%)	(34.7%)
不明	0	0	0	0	1	1	0	0	2
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(33.3%)	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(40.0%)
計	6	32	197	356	325	295	168	1	1,380
	(26.1%)	(21.6%)	(27.4%)	(38.8%)	(49.5%)	(58.5%)	(63.2%)	(50.0%)	(42.6%)

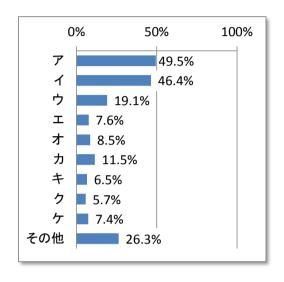
あなたは、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方に代わって、家庭裁判所に よって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産管理や福祉サービス等の契約を行う成年後 **Q1** 見制度を知っていますか。(単一選択)

r	1= 1,38U		
ア	知っている	62.0%	855
イ	聞いたことはあるがよく知らない	28.5%	393
ウ	知らない	9.1%	125
無回答		0.5%	7
		100.0%	1,380



Q2 Q1で「ア 知っている」と答えた方に伺います。成年後見制度をどのように知りましたか。 (複数選択可) n= 855

	n= 855		
ア	テレビ・ラジオ	49.5%	423
イ	新聞	46.4%	397
ウ	広報よこはま	19.1%	163
エ	その他団体の広報誌	7.6%	65
オ	ホームページ SNS	8.5%	73
カ	知人から聞いた	11.5%	98
+	区役所	6.5%	56
ク	区社会福祉協議会	5.7%	49
ケ	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)	7.4%	63
その他		26.3%	225



その他(抜粋)

学校で学んだ。

仕事の関係上、知っている。

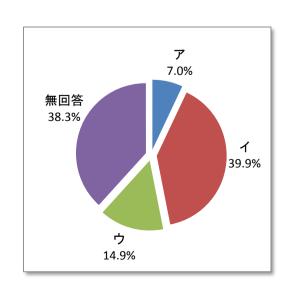
資格取得の勉強で

実体験

税理士・弁護士などの専門家から

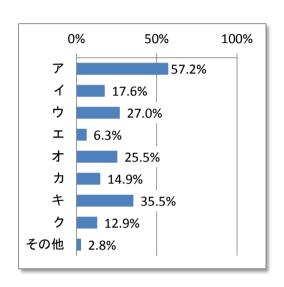
Q3 あなたの周りで成年後見制度を利用している方はいますか。 (単一選択)

n= 1,3807.0%97プ いる7.0%97イ いない39.9%550ウ わからない14.9%205無回答38.3%528100.0%1,380



Q4 あなたの周りで財産の管理や契約等について、自分ひとりで判断することが難しい方がいた場合、どこに相談しますか。もしくは相談するように伝えますか。 (複数選択可)

	n= 1,380		
ア	区役所	57.2%	789
イ	区社会福祉協議会	17.6%	243
ウ	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)	27.0%	373
エ	家庭裁判所	6.3%	87
オ	弁護士や司法書士	25.5%	352
カ	民生委員	14.9%	205
+	家族	35.5%	490
ク	相談先がわからない	12.9%	178
その他		2.8%	39

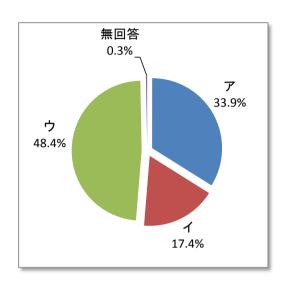


その他(抜粋)

インターネット検索
取引先の銀行
弁護士などがやっている無料相談
友人、知人

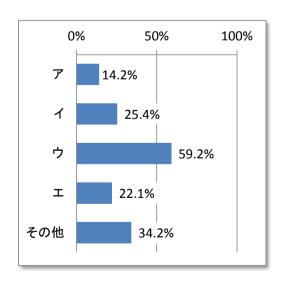
Q5 あなたは財産の管理や契約等について、自分ひとりで判断することが難しくなった場合に、「成年後見制度」を利用してみたいですか。 (単一選択)

n= 1,380		
アはい	33.9%	468
イ いいえ	17.4%	240
ウ わからない	48.4%	668
無回答	0.3%	4
	100.0%	1,380



n= 240

	- 240		
ア	制度を良く知らないから	14.2%	34
1	利用料が心配だから	25.4%	61
ウ	誰が後見人になるかわからないから	59.2%	142
エ	申請手続きが大変そうだから	22.1%	53
その他		34.2%	82



その他(抜粋)

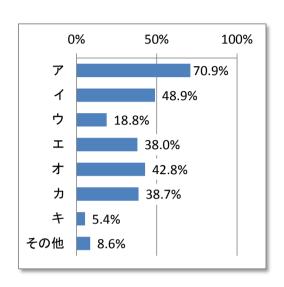
家族がいるので、心配していない。

後見人への信頼感不足(悪いニュースを時々聞く)

頼れる子供がいる。

Q7 成年後見制度をより多くの方に知っていただくために、次のどの方法で周知すると効果的だと思いますか。 (複数選択可)

	n= 1,380		
ア	市の広報紙	70.9%	979
イ	市のホームページ	48.9%	675
ウ	動画などによる配信	18.8%	260
エ	市民が利用する施設へのチラシの配架	38.0%	524
オ	地域の広報誌	42.8%	590
カ	説明会やシンポジウムなどの実施	38.7%	534
+	わからない	5.4%	74
その他	1	8.6%	118



その他(抜粋)

SNSとかYouTube

テレビ、新聞、ラジオなどのマスメディア

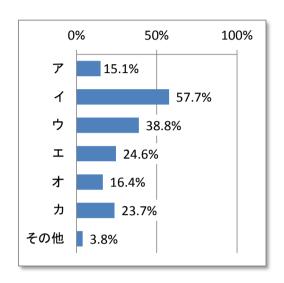
銀行の窓口や心療内科/精神科/発達クリニックの待合室への周知パンフレットやポスターの掲示今のままなら周知しないほうが良い。

地域の町内会や老人会を通して、説明会などを実施するのが、理解を速める近道だと思います。町内会の掲示板や回覧板

Q8 あなたは将来に向けて、心配ごとや困っていることがありますか。 (複数選択可)

n= 1,380

	11- 1,500		
ア	保証人等が必要な際、頼る親族がいないこと	15.1%	208
イ	病気や介護のこと	57.7%	796
ウ	仕事や経済的なこと	38.8%	536
エ	相続や財産管理のこと	24.6%	339
オ	住むところのこと	16.4%	227
カ	特にない	23.7%	327
その他		3.8%	53



その他(抜粋)

お墓の管理

現状、困っていることはありませんが、今後心配ごとが発生するとすれば、回答ア〜オまでのすべ てが当てはまる気がします。

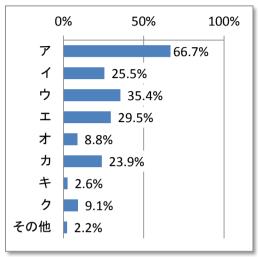
子供がいないので、将来頼れる人が一人もいない状態になりそうで、漠然とした不安はあります。

親の介護

知的障害の子どもの将来

Q9 将来の心配ごとや困っていることについて、あなたが相談できる相手は誰ですか。 (複数選択可)

n= 1,380 配偶者 66.7% 920 親 25.5% 352 子ども 35.4% 489 エ 兄弟姉妹 29.5% 407 その他の親族 8.8% 121 カ 友人 近隣の人 23.9% 330 丰 36 2.6% 相談相手はいない 9.1% 125 その他 2.2% 31



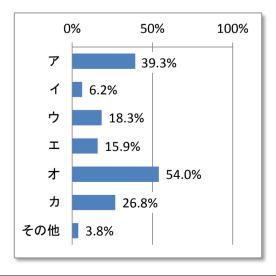
その他(抜粋)

近所のケアプラザ 行政の窓口 相談出来る施設等 弁護士

あなたは将来への備えとして、どのようなことに取り組まれていますか。 Q10 (複数選択可)

n= 1.380

11	- 1,500		
ア	親族へ自分の意向を伝えておく	39.3%	542
イ	終活セミナーへの参加	6.2%	85
ウ	エンディングノートや遺言の作成	18.3%	253
エ	近隣の方や親族との交流	15.9%	219
オ	健康づくり	54.0%	745
カ	特にない	26.8%	370
その他		3.8%	53



その他(抜粋)

何となくは考えこうしなくてはと思ってはいるが具体的に行動には移していない。

今はまだ、考えていませんが、歳を重ねるにあたって、考えたいと思います。

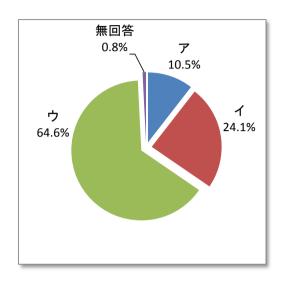
身の回りの整理

貯蓄、保険

Q11 本市では、成年後見人の担い手として、市民後見人の養成・活動支援に取り組んでいます。あなたはこの 取組について、知っていますか。 (単一選択)

n= 1.380

	1,000		
ア	知っている	10.5%	145
イ	聞いたことはあるがよく知らない	24.1%	332
ウ	知らない	64.6%	892
無回答		0.8%	11
		100.0%	1,380



Q12 成年後見制度の利用や広報等について、ご意見があればご自由にお書きください。(自由意見)

(抜粋)

成年後見人制度についてきちんと知識や情報を持たない方が多数だと思う。もっと広報活動を行 うべきだ。

家庭裁判所に申請すること自体が敷居が高いと思う。

手続きについてわかりやすい説明や書類の作成等手助けが必要だと思う。

市民後見人の養成・活動支援について知りたい。

情報を収集したいと思います。今回のアンケートが、検討するきっかけになるかもしれません。

市民後見人は、人の人生、財産までも管理する制度である以上、養成修了者であれば誰でもなれる制度ではないようにしてほしい。とても責任がある重い仕事だと思います。

成年後見制度は知っていましたが、「市民後見人」をこのアンケートで初めて知りました。

成年後見制度について、多少は聞いたことがあるが、良いイメージがない。メリット・デメリットをき ちんと説明してほしい。

利用方法がわからないので、まず相談窓口がどこなのかを知りたい。

また、後見人の不正がニュースになることがあるので、そのようなことにならないような仕組みを 説明してもらえると安心して利用できると思う。

モデル事業から見えた 誰もが活躍できる地域活動のための秘けつ!

平成27~29年度にかけて、高齢者の皆さんが地域とのつながりを持ちながら、元気に活躍するための取組を実施・検証するモデル事業を行いました。シニアパワー発揮の可能性や世代間交流の効果など、モデル事業から見えた成功の秘けつを紹介します。

花壇活動を通したシニアと児童との交流(金沢区)

小学生と学区内に住む高齢者が、一緒に校庭の花壇での植栽活動をしています。世代間交流により、高齢者にとっては子どもの成長を見守る喜びを感じることができ、子どもにとっては高齢者との信頼関係づくりを通して社会性を学ぶ機会となるなど、高齢者と子どもの両者への効果がありました。



OFFICE

- ◆近隣の日頃からの関心事をヒントにしました
- ◆高齢者の方々と小学校双方のメリットを 大事にしました
- ◆花壇活動以外にもシニアと子どもが 交流を深めるための時間や場をつくりました
- ◆総合学習(学びの時間)にシニアが関わり、子どもの成長を見守ることがやりがいとなりました



里山が豊富にあるという地域の強みをいかし、畑づくりを通じて農作業のアドバイス、看板作り、小屋の修理など、高齢者が得意な力を発揮して、無理なく気軽に参加できています。収穫祭のイベントでは、子どもとその親世代等幅広く地域住民を招き、世代間交流も進んでいます。





- ◆「まずはやってみよう」 の精神で動きだしました
- ◆誰でも自由に気軽に参加できるような居場所を 目指しました
- ◆参加者には<mark>様々な得意分野を発揮</mark>して 活躍してもらいました
- ◆畑から受ける豊かな自然の恵みへの感謝や喜び を分かち合いました
- ◆地域をよく知る人など、様々な人に声をかけて 活動の活性化を目指しました



横浜市健康福祉局福祉保健課 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL: 045-671-3428 FAX: 045-664-3622



地域活動に携わるみなさんへ

自分も元気! 地域も元気!

~だれもが活躍できる地域活動のためのポイント~

町内会活動やボランティア、サークル活動など、人とつながる地域活動は、地域の力を高め、活動に関わるみんなの健康を高めます!

人と人とのつながりをあらわす「ソーシャル・キャピタル」って?

「地域の力」「住民の底力」ともあらわされます。人と人とのつながりが活発になると、住民の地域活動への参加も活発になり、地域の人間関係の豊かさと、地域活動の活性化とが好循環していきます。また、ソーシャル・キャピタルは、健康にもよい影響を与えることが明らかになっています。

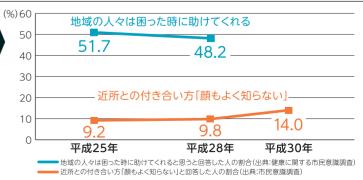


なぜ世代間交流がいいの?

子どもから高齢者まで様々な世代が交流を深めながら活動することは、世代を超えて人とつながる楽しさを感じたり、見守りあえる関係づくりや地域が活性化するきっかけになります。また、世代間交流によって、活動内容の幅が広がったり、これまで知り合ったことのなかった人や団体と知り合い、共に活動する機会ができるなど、活動の発展や継続にもつながります。



横浜市では、緩やかではあるものの、地域の人とのつながりの希薄化が進んでいます。 人とつながりながら、みんなが元気に活躍できる地域活動を目指していきましょう!



活動の更なるステップアップのために…各時期において大切なポイントをまとめました

活動をさらに盛り上げていくためのポイント

子どもから高齢者まで さまざまな人に楽しく 参加してもらおう!

1.活動の計画を立てる

出発

活動

改

興味のあること、 得意なことから 楽しく取り組ん でみよう。

地域の心強い仲 間(人·施設·企 業・学校など)を 味方にしよう。

目的や目指す 姿をみんなで 描こう。

活動者・参加者の 意見を生かして、み んなで企画しよう。

得意なこと、楽しいことを 通して誰かのためになる 取組はできないか考えて みよう。

「面白い!!と感じても らい、より幅広い人 が楽しめる活動に!

参加や見学しやすい オープンな活動にし よう。

今後のために必要な 支援(人・資金など) を受けて負担軽減を 図ってみよう。

次のステップへ

活動の悩みを 地域ケアプラザや 区役所、区社協に 相談してみようかな

空いているスペースを 貸してくれる施設は ないかな?

みんなのやりがいにも つながるね!

おいしいお茶を 入れる役なら 任せて!

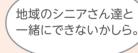
小さなことでも一人 ひとりが役割を持って 参加しよう。

新たに活動の力になって くれる人や団体はいない か、情報を集めてみよう。

みんなで集まる 場をつくりたいね。

次にチャレンジ したいことを 考えてみよう。

いつのまにか閉鎖的に なっていたり、新しい人が 参加しにくい雰囲気になっ ていないか確認しよう。







地域の活動者のみなさんへ

ボランティアだけでなく参加者も含めて、みんなで活動を盛 り上げることが大切です。そのためにも、みなさんには、仲間一 人ひとりの得意なことやできることを見つけて、その力を活動 で発揮できるように支えてほしいと思います。

ちょっとしたことでも自分の力を発揮できる機会があること は、本人が居場所を見つけたり、やりがいや喜びの発見につな がったり、さらには健康というおみやげまでついてきます。

みなさんの活動が、地域の人たちにとっての財産になってい ます。色々な人たちと協力しながら活動を充実させていきま しょう。

参加者も活動者も参加 の仕方は人それぞれ。 色々なスタイルを受け 入れよう。

新たな"人財"に つながるかも!

負担が偏らないよう、 みんなで協力しよう。

1回完結型でなく、継続 的な取組で、みんなで変 化を感じられる工夫をす るのも一つ!

参加者も活動者も一 緒につくりあげてい く場になっているか 振り返ってみよう。

活動に参加して良 かったことを共に喜 び、楽しさややりがい を今後の糧にしよう。

やりたかったことがで きたか、できなかった ことは何かみんなで 振り返ってみよう。

振り返りは参加者 も活動者もみんな でやろう。



色々な世代を巻き 込んで活動の可 能性を広げよう。

3.活動を振り返る

資料3-4

第4期地域福祉保健計画周知のための動画作成について

1 現状

- ・第4期横浜市地域福祉保健計画(以下、「第4期市計画」という。)の周知媒体は、現状、冊子・概要版のみ(合理的配慮としての点字版、音声版、テキスト版はあり)であり、行政・関係機関・地福計画に関係の深い市民以外の目に留まる機会が少ないことが課題です。
- ・第4期市計画の推進に当たっては、より多くの市民に「地域に関心を持ってもらう」こと、また第4期区計画策定・推進の関係者に「第4期市計画の考え方を知ってもらう」ことを目的として、第4期市計画の動画を作成します。

2 動画作成の趣旨

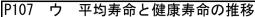
読み物と違い、短い時間で多くの情報を伝えることができること、また映像で伝えることで世 代や人種問わず伝えることが可能なことから、ポスター等ではなく動画を作成します。

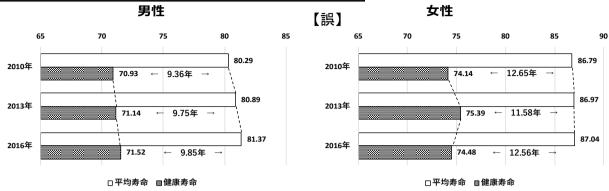
3 動画の概要

対象	地域福祉保健計画に関係の深い市民
時間	5~8分程度
内容	・概要版をベースとし、登場キャラクターとストーリーを生かした内容 ・4期区計画策定に向けた第4期市計画の周知
仕様	概要版のマンガを使ったアニメーション (音声あり)
広報媒体	各区のフォーラム、地区懇談会、区計画・地区別計画の推進会議、区内の研修 等
作成時期	令和元年度

第4期市計画冊子資料編の修正について

- 横浜市の状況 (統計データ)
- (1) 横浜市の福祉保健に関わる基礎デー





出典)健康横浜21中間評価報告書(平成30年3月)

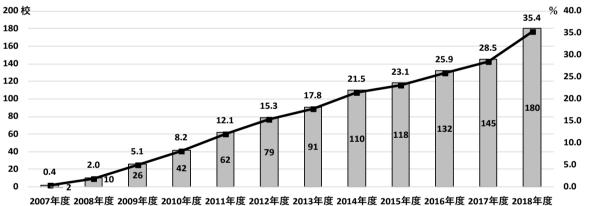
【正】2013年 75.30 ←11.67年→

(2) 各分野別における状況

P113 学校運営協議会設置校数

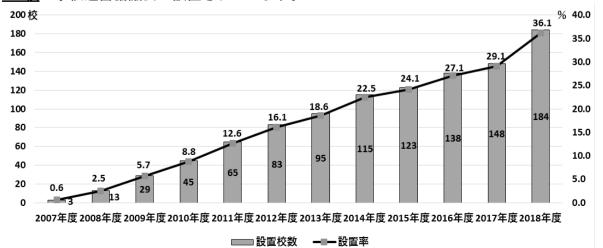
【誤】

学校運営協議会設置校数は年々増加しており、**2017年度**には市内の市立学校509校のうち 145校に学校運営協議会が設置されています。



□□□ 設置校数 🚤 🖚 設置率

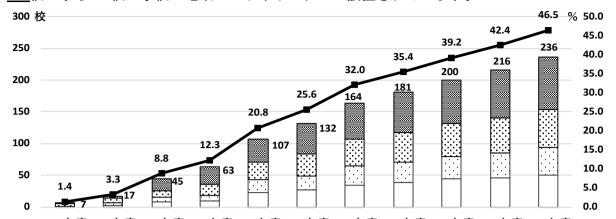
[正] 学校運営協議会設置校数は年々増加しており、**2018年度**には市内の市立学校509校のうち 184校に学校運営協議会が設置されています。



P114 (イ) 学校・地域コーディネーター設置校数

(誤)

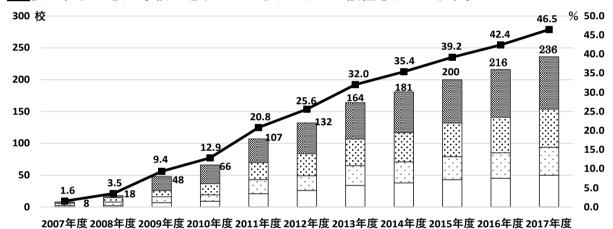
学校・地域コーディネーター設置校数は年々増加しており、2017年度には市内の市立学校 **509**校のうち236校に学校・地域コーディネーターが設置されています。



2007年度 2008年度 2009年度 2010年度 2011年度 2012年度 2013年度 2014年度 2015年度 2016年度 2017年度

□□東部 □□□西部 □□□□南部 □□□□□北部 ━━□設置率

【正】 学校・地域コーディネーター設置校数は年々増加しており、2017年度には市内の市立学校 508校のうち236校に学校・地域コーディネーターが設置されています。



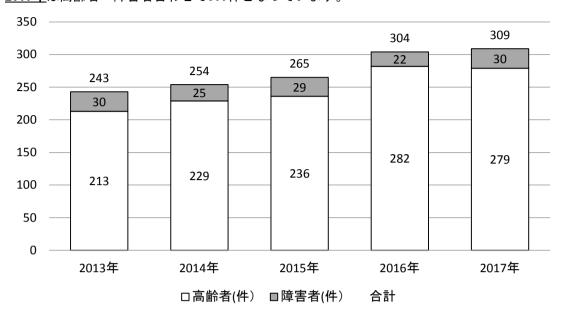
□□東部 □□□西部 □□□南部 □□□□北部 ━■━ 設置率

ク 成年後見支援制度

P120 (ウ) 区長申立て件数

【誤】

区長申立て件数は2016年まで増加傾向にありましたが、ここ2年間は横ばいとなっており、 2017年は高齢者・障害者合わせて309件となっています。



【正】

区長申立て件数は<u>2015年まで横ばいとなっていましたが、2016年からは増加傾向にあり、</u>2017年度は高齢者・障害者合わせて257件となっています。



P121 (エ)市民後見人養成及び市民後見人受任者数

横軸の単位

【誤】年 【正】年度

説明文

【誤】市民後見人養成課程の修了者数は2014年から2015年にかけて大きく増加し、2017年には95人となっています。また、市民後見人受任者数も増加傾向で、2017年には32人となっています。

【正】市民後見人養成課程の修了者数は2014<u>年度</u>から2015<u>年度</u>にかけて大きく増加し、2017<u>年度</u>には 95人となっています。また、市民後見人受任者数も増加傾向で、2017<u>年度</u>には32人となっています。

P121 (オ)後見人等への報酬助成件数

横軸の単位

【誤】年 【正】年度

説明文

【誤】後見人等への報酬助成件数は、高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、2017<u>年</u>には484 件となっています。

【正】後見人等への報酬助成件数は、高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、2017<u>年度</u>には 484件となっています。

資料 6

令和元年度 区地域福祉保健計画 策定・推進スケジュール

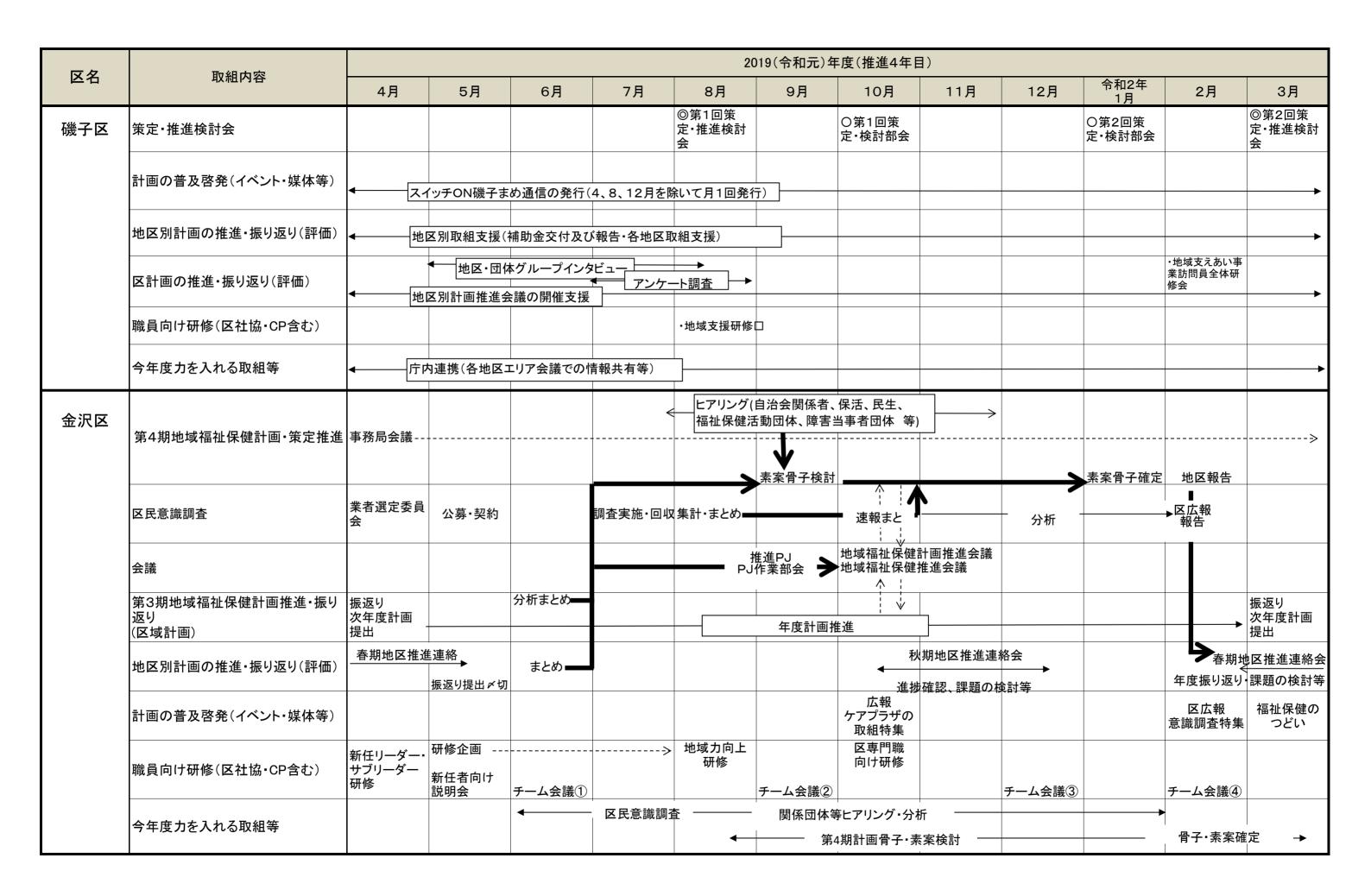
2019(令和元)年5月1日現在

□ <i>B</i>	Fig. 4D eta eta	2019(令和元)年度(推進4年目)											
区名	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月
鶴見区	策定推進委員会				◎ 推進委員会			〇策定検討プロ ジェクト		〇策定検討プロ ジェクト	⊚ 推進委員会		
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)							パネル展				R2.2月末 鶴見・あいねっと 推進フォーラム	広報区版パネル展
		地域ケアプラザのお祭り、各地区のイベント等での第3期計画の普及啓発											
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	支援チーム。	としての目標設定	₹	地域 (関係者連	或にあわせた地 絡会議、地区フ	区別計画の推進 オーラム、関係区	に向けての対応 体の交流会等の	: 地区 D開催) ←	区の取組み冊子の)作成 > >	チーム目標 各地区でシ <	の振り返り ートを作成
	区計画の推進・振り返り(評価)		区別計画の振返り 対向性の確認	>		区民アンケー 査	ト調	〇区関係課連絡 会(3期振り返り)	関係機関アン	·ケート	地	区別計画の推進状	況を評価
								-ム会議(月1回					
	関係機関との横断的連携	区社協との第3期計画の推進に向けての打合せ(月1回) 地域支援3課(区政推進課地域力推進担当、総務課危機管理担当、福祉保健課事業企画担当)での打合せ(月1回)											
		地域又接3課(区域推進課地域力推進担当、総務課地機管理担当、福祉保健課事業正画担当)での打合で(月1回) あいねっとデータ通信の発行(概ね年4回程度)、地区の取組状況報告書の発行(概ね年2回程度)											
	職員向け研修(区社協・CP含む)	┃ 4月上旬 転入	4月当初 新任課長・係長ガイダンス 5月下旬 区社協・地域ケアプラザ新任職員向け研修修 4月上旬 転入責任職・あいねっとリーダー研修 5月下旬~6月上旬 区転入職員研修(保健師・社会福祉職別で実施) 4月中旬 地区担当責任職・あいねっとリーダー研修 5月下旬 第4期地区別計画策定に向けた説明会の開催(地区担当責任職・チームリーダー対象)										
	今年度力を入れる取組等				第4期	推進 計画策定に向	組織等を活用し ナた3期取組の	た計画の推進、 振り返り及び次算	、啓発 期計画の方向性	性の検討			
神奈川区		<		4期区	計画の策定準備	1 ①区社協・事	業企画職員での) 作業と打ち合わ	つせ、②各地区	データ資料作成	・提供		>
TANTE	区計画の策定・推進						● 策定推進会議 ①						● 策定推進会議 ②
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)				● 通信発行①(地 域の取組周知)	● 広報区版 コラム①		● 広報区版 コラム②			● 広報区版 コラム③	● 取組発表(福 祉大会)	● 通信発行②(地 域の取組周知)
	地区別計画の策定・推進	<		4期区記	計画の策定準備	地区毎に随時	開催①打ち合材	」 つせ ②地区別記	十画推進会議				
	職員向け研修(区社協・CP含む)	● 転任・新任 研修		● 地区別計画情 報交換会	<u> </u>					● 地区別計画情 報交換会			
	今年度力を入れる取組等	<				地	区別計画の推済	進•策定支援					>
	フナダンのハルの水心寸			4 其	月区計画の策定2	準備 ①区社協	•事業企画職員	での作業と打ち	合わせ、②各地	也区データ資料作	成・提供 —		

区名	取組内容	2019(令和元)年度(推進4年目)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月
西区	策定推進委員会 推進·評価委員会				● 推進·評価 委員会					● 推進·評価 委員会			● 策定·検討 委員会
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)		● 小学校長会 依頼 (子ども向け啓 発)	子ども向	け啓発・出前講座	¥	● にこまち 講座		● 区民まつり		● にこまち 講座	● フォーラム 開催	
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	—	各地区懇談会(随時開催)、各地区社協の中で、「アイデア出し・企画立案」⇒「実践」⇒「振返り・課題提起」⇒「実践」をサイクル化して進める										● J返り
	区計画の推進・振り返り(評価) ※第3期				目指すべき姿	に向けた取り約	且みを実施 (随田	寺)				振り返りの何	衣頼・とりまとめ
	職員向け研修(区社協・CP含む)	•				リーダー会議の	(毎月)、研修(転	入職員•区社協	ューロング CPなど)を実	施予定			
	第4期に向けた取組など 今年度力を入れる取組等				区民意識	の変動、傾向: 間振返り(区・1		ッケート調査を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	建施			振返りと次年原	度への取組
中区	策定推進委員会			● 第1[司					☆ 策定検討部会	第	• 2回	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	パネル展示 地域活動多言 中なかいいネ通	語版配布——		中なかいいネ通信				● 中なかいいネ通信		中なかいいネ通信	発表会	> >
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	<					── ── 地区別推進会	- は議の中で随時	推進 ———			振り返り	一ム・区計画
	区計画の推進・振り返り(評価)			〇四半期			〇四半期			〇四半期			〇四半期
	職員向け研修(区社協・CP含む)	地域支援合同研	● 修(防災担当·地域	ば力・事業企画合同	● 地域支援研修				● 地域支援研修				
	今年度力を入れる取組等	*		一 地区別計画策	定母体構築		民意識調査・グル・地域支援チ	ープインタビュー ◆ -ームによる地			地区別計画策定	支援	*

区名	取組内容	2019(令和元)年度(推進4年目)												
区 名		4月	5月	6月	7月	8月	地域支援チーム19%地	域支援 1月	12月	令和2年 1月	2月	3月		
南区	(策定推進委員会)	南区地域福祉保健計画事務局会議(月1回):区社協—事業企画												
	・南区地域保健計画推進連携会議(みなっち茶屋)	内容検討		コーディネー ター決定		メンバー 確定				会議開催		みなっち茶屋ニュース発行		
	・みなみの福祉保健を考える懇談会					学識経験者、参加メンバー決定						会議開催		
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)		広報よこはま サブ特集				南なんデー					タウンニュー ス		
	地区別計画の振り返り(評価) 地区別計画の推進		期末振返り会 議	>			中間振返り会 議							
	・チャレンジ支援事業助成金	申請受付		検討会・決定 通知	助成金交付	交付団体支援					発表会	申請受付		
	区計画の推進・振り返り(評価)	取組計画記入シート回収		シート フィードバック				│ │振り返りシート │ 提出依頼	ト 振り返りシート 回収		フィードバック	フ 年度取組計画 シート提出依頼		
	・区役所、地域ケアプラザ ・福祉保健関係団体ネットワーク支援													
	地域の居場所づくり支援モデル事業	コーディネーター派遣団体選別				コーディネーター派遣支援		事例検討 勉強会						
	職員向け研修(区社協・CP含む)		地域支援		地域支援研修									
	今年度力を入れる取組等 地域支援チーム(地福テーマ関連)		チーム連絡会				地域支援 チーム 連絡会				地域支援 チーム 連絡会			
港南区	策定推進委員会			●推	進協議会			●推進協議	*		●推進協議会	会		
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●広報よこは	tま4月				●ひまわりご ●しゃべっ チ ャ		ラン応援補助金団体交流カフェ ●ひまわりフェスタ		●元気 づくりフ	ォーラム		
	地区別計画の推進・振り返り(評価)		地区別意見交換会(支えあいネットワーク)・その他									●広報 よこはま 4月		
	区計画の推進・振り返り(評価)	第4期策定	とに向けて検討F	PJ(区·区社協·	CP)									
											●推進協議会	<u> </u>		
	職員向け研修(区社協・CP含む)		●地域支援チームオリエンテー		テーション	●地域支援	チーム研修							
	 今年度力を入れる取組等	見守り・支えあいの地域づくり												
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	第4期策定に向けての仲間つくり 事業所や個別支援と連携した地域支援												

区名	取組内容	2019(令和元)年度(推進4年目)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	
保土ケ谷区	策定推進委員会			●推進会議①					●推進会議②			●推進会議③		
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	●ほっとな=	ニュース		●ほっとなニュー	Z		●ほっとなニュー	z	●地区の活動 (ほっとなまち	●ほっとな が発表会 づくりフォーラム)	ニュース		
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	●リーダー会 ●	議① リーダー会議 アドバイザー派遣	第一 会議①				「地区別計画振り りの手引き」様式	●地区	振り返り実施 弧別計画策定の手 タ集配布	引き配布	●地区情報シーダー		
	区計画の推進・振り返り(評価)		●区計画		前年度振り返り・今 、第3期計画振り返 の関連確認等)				●推進会議で骨子案提示			●推進会議で計画推進の 状況共有、 骨子案確認		
	職員向け研修(区社協・CP含む)	●地区支援 ●新任リータ		会			●地	区支援チーム向け	策定説明会					
	今年度力を入れる取組等	第3期計區	●区民アンケート ●分野別意見交担の振り返り、骨子作り	————				>				>	→	
旭区	策定推進委員会			推進会議① (26日)	策定委員会①			策定委員会②	策定委員会③		推進会議②		策定委員会④	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)				地区活動者向 け研修(19日)						パネル展示	福祉大会(8日)		
	地区別計画の推進・振り返り(評価)		地区別支持	爰チームごとの動	」き:支援チーム会 第4期計画推進		支援方針検討)。	、地区別推進会		ベント等への協 振り返り・第4期i				
	区計画の推進・振り返り(評価)	区、区社協、(中間振り返り	CPからの とりまとめ、分析	推進会議 (第3期振り返り、 第4期スケジュー ルを報告)	4	区計		期の方向性を検診	ij	•	推進会議 → (第4期骨子案 を確定)	広 区、区社協、CP ⁻ 作成	・ 報 (骨子案公表) で振り返りシート	
	職員向け研修(区社協・CP含む)		新任者研修 (23·24日)		リーダー連絡会 (3・5日)			全員研修 (29·30·31日)		リーダー連絡会 (12・16日)				
	今年度力を入れる取組等				第3期計画披	長り返り・第4期割	計画骨子案の作	成、庁内連携は	よび地域と向き	合う体制の強	E			



区名	取組内容	2019(令和元)年度(推進4年目)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月
港北区	策定推進委員会					●第1回(8/1	第4	>	●第2回				
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	★地区計画 ニュース回覧 4月末~	区報					区報 ●10/25区民 フォーラム		ν		区報	
						地区計画	策定委員会		●地区連絡会 議		地区計画策	定委員会	
	地区別計画の推進・振り返り(証価)					区計画骨-	子案提示			地区計画二	ユース作成	(3/中旬)	
	地区別計画の推進・振り返り(評価)		●担当係長会 議(5/9)			#시조 메를	計画の振り返り・		ガイドライン策定	2		V	
					•3期計画詞 •第4期計員 成	—	●担当係長会 議(9/5)		区役所各課事 業報告提出⇒		●担当係長会 議(1/16)		●担当係長会 議(3/12)
	・区計画の推進・振り返り(評価) ・第4期計画の策定						関係団体と		ヒアリング		第	4期計画の策定	$\overline{}$
				アドバイザ・	ーへの依頼(2 <i>t</i>	^ 年)							$\overset{\textstyle }{\longrightarrow }$
	職員向け研修(区社協・CP含む)	4/16地域力担当研修(課長・係長)					9/地域力担当史)職員全員文	」 研修(港北区歴 対象					·
	今年度力を入れる取組等	★地域共生	社会の推進										→
		、 ★人材発排 ←	ਕ∙確保のための	取組									
			*	* 策定推進委員 <	・CPとの協働に	よる区民フォー	 ラムの企画・実 	拖					
緑区	区プラン推進・策定委員会			①開催					2開催				
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)			<	特別講演会(>					>	
	地区別計画の推進・3期計画振り返り		代表者連絡会 (5/13)		外地区別計画通 会開催(1回目)		•各地区別			各地区別計画通信発行(2回目 員会開催(2回目)	
	区計画の推進・振り返り(評価) ・4期策定			・区民アンケ		リング実施 ・アンケート速	報	・アンケート				進捗状況確認)年度事業報告書作成第4期計画骨子作成
							シート作成 を通じて)					年度まとめ	194, 194
	職員向け研修(区社協・CP含む)	・地区支援チ 者 向け研修(4/2	ーム新任 25)				チームリーダー 会議②						広大地区支援 −ム会議
	フォーラム・発表会											・社会福祉大いアイスカッシ	会第2部パネ ョン(2/28)
	今年度力を入れる取組等	<			第3期	計画振返り・第	4期計画策定						\rightarrow

- 7	T-40 +					2	2019(令和元)年	F度(推進4年	目)				
区名	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月
青葉区	地域福祉保健推進会議					●第1回							●第2回
	地域福祉保健計画策定委員会				●第1回					●第2回		●第3回	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)								●健康フェスティバル(パネル展示) ●社会福祉大会(事例発表会)				
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	【各地区別計	画推進会議】			% §	直時開催 						
		【区計画推進	策定プロジェク	r -]	●第1回					●第2回			
	区計画の推進・策定・振り返り(評価)	【意見募集・ヒ	:アリング】		◀	意見募集実施							
	意見募集・ヒアリング				-	ループインタビ 発課ヒアリング	-						
							健康フェステ	ィバル等で意見	募集	•			
	職員向け研修(区社協・CP含む)		●地区サポ・	ートチーム研修								●地区サオ	∜─トチ─ム研修
		【あおばdeスク	タートセミナー】				募集		実施				
	今年度力を入れる取組等	【中学生版青	葉かがやく生き:	r		-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	····································	 - 社会福	 祉大会 会)で発表			
				「生徒と	意見交換 	_			¦ (事例発表 '	(会)で発表 			
都筑区	計画推進委員会		I I	第1回計画推進 計画の中間振り								十画推進委員会 区計画骨子原?	
	区計画の推進・振り返り(評価)	3期計画振り返り 4期計画の検討・作成									計画骨子		
	地区別計画の推進・振り返り(評価)					予ごとの取組状》 	況や課題等の検 <u> </u>					D健康づくり部会	
				地域懇談会			_//_		懇談会振返り		このための検討	24号発行●	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	<			●つづき あい通		まな場を活用した) 第23	きあい通信 3号発行	◎広報よこはま12月号	2 630 <u>Maila</u>	○計画 「パネル展」およう	到発表会/社福大会 び「つづき あい展」、
	職員向け研修(区社協・CP含む)		第4	 期計画 記明会				(,↓ _、 地域担当者向 ` _↓ ¯¯¯¯¯¯	↓ け研修(予定) Ţ	<u>_</u> ,		
	今年度力を入れる取組等	K	計画検討・骨子		画の取組振り返	り・4期地区別	計画策定にむけ	た検討とその支	泛援 地区別計	画策定・推進を	通じた庁内の地	域支援体制の	構築

2019(令和元)年度(推進4年目)						目)							
区名	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月
戸塚区	策定推進委員会					第1回	部会①		部会②		部会③		第2回
			戸塚区版(特集	・ノベントナンビ	•庁内広報	・こどもフェスタ			・区民祭り				
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)	補助金申請・交		・イベンドなど		金申請·交付							
	地区別計画の推進・振り返り(評価)				V	第3	$\overline{}$	返りと次期計画 大有連絡会	策定に向けた検討	讨	<u> </u>		連絡会
	地区が計画の推進・振り返り(計画)		委員会(各地区ご	どに調整)									
	区計画の推進・振り返り(評価)	次期計画策定	它に向け、検討 			I T							
	職員向け研修(区社協・CP含む)	転入者向け	说明会					・職員むけ研修	修				
	今年度力を入れる取組等	地域連携チー	-ムのチーム内定	官例会の推進	·地域支援体制 <i>0</i>	D強化							
栄区	策定推進委員会		<u> </u>	● 策定·推進会詞	義			● 策定•推過	進会議				● 策定·推進会議
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)								ながるフォーラム つながる通信	\$●	かえ・つながるこ	フォーラム	●つながる 通信
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	年間を	通じて 地区取約	且の支援・地区	区ごとに推							●地区ごと単	年度振り返り
	区計画の推進・振り返り(評価)	一 年	 間を通じて推進 									●単年度振 ^り	J返り
	職員向け研修(区社協・CP含む)				● 職員向け研修								
	今年度力を入れる取組等	- 第4期	計画の方向性を				ニーズ把握		● 4期方向	— 骨子作	成・地区へ方向	性説	第4期骨子
]査委託、調査方 □	法・内容の検討 		健康状態実態	態調査 ——			—	報告書

F /2	T- 40					20	019(令和元)	年度(推進4年	目)				
区名	取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月
泉区	泉区地域福祉保健推進協議会				開催①						開催②		
	第4期泉区地域福祉保健策定·推進 検討会	通年(月1	回)庁内推進会	議	検討会①		検討会②		検討会③		検討会④		検討会⑤
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)			広報地域コラム①			広報地域コラム②	7			・啓発イベントチラシ配布・広報地域コラム③	•広報2月号特集	活動発表会
	地区別計画の推進・振り返り(評価)	チームリーダー連絡会①			D/L-1-2-2-	#F 0 / 4 \ 1 7	チームリーダー連絡会の		単年度の振り返り	第2期种区别計画/	の振り返り⇒第4期₺	地福パネルの展示	
	職員向け研修(区社協・CP含む)	新任リーダー 向けオリエン]単午度計画)(7作成⇒各戸、1	地区のイベントで	では スキルアップ 研修①②		半午度の振り返り、	宋3州地区州計画(7.旅り返り→ 第4州上	世色別計 画の東た	
	今年度力を入れる取組等	庁内推進会	∖議の実施			担い手発掘のための生き いフェア(福祉保健課・高 障害支援課・地域力担当	デが 動合 当)						-
瀬谷区	全域計画推進懇談会 区計画の推進・振り返り(評価)			O全:	域計画 進懇談会 	団体ヒヤリ							
	第4期計画策定懇談会						〇第4期	策定懇談会①		策定懇談会②	〇年4世	策定懇談会	
	計画の普及啓発(イベント・媒体等)											〇地域福 推進シ	福祉保健計画 ンポジウム
	地区別計画の推進・振り返り(記価)		地区別計	·画推進支援事	推	 区別計画 進懇談会	< かわら	版作成支援					
	地区別計画の推進・振り返り(評価) ←								せやまるタウンジ				
	職員向け研修(区社協・CP含む)	〇転入遺任	職研修 研修		〇実務	 務担当者説明会							
	見守り防災事業				<		〇民児協ヒ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5災事業説明会				

令和元年度 横浜市地域協議会実施結果(報告)

日 時:令和元年6月3日(月)10時~12時

会 場:横浜市健康福祉総合センター 8階 大会議室AB

出席委員:青木委員、生田委員、鈴木委員、中野委員、名和田委員、畑尻委員、山田委員、米岡委員

(8名/9名中)

開催形式:市内法人・施設関係者、行政関係者、社協関係者を対象に公開

傍 聴 者: 22 名 (法人 13 名、市・区社協 7 名、区役所 2 名)

開催結果(概要)

1. 平成30年度決算における社会福祉充実計画の策定状況について(事務局より説明)

○ほとんどの法人が決算未確定であり、協議会実施時点において社会福祉充実計画の承認申請はなし。

2. 横浜市内における社会福祉法人・施設の「地域における公益的取組」実施状況

(事務局より説明)

○平成30年4月1日現在の現況報告書に基づく数字では、市内266法人のうち76法人が公益的取組を実施。内容は、コミュニティサロン、生活困窮者支援事業、移動困難者への移動手段の提供等。

3. 先進事例の報告

○鈴木委員及び地域における取組の担い手代表者による事例報告の後、「横浜市内で地域貢献 活動を推進していくためにできること」について意見交換。

【主な意見】 下記「⇒以下の文章」は意見に対する鈴木委員のコメント

- (事例内容について) 地域によって違うニーズをまとめ、取組につなげていることがすばらしい。 区の中でも地域によって困りごとに差があり、人間関係の構築や考え方をまとめていくことも難 しいと感じている。
- ○民生委員活動を通じて高齢者の男性一人暮らしや外国人の方への関わりに難しさを感じている。 ⇒民生委員との話し合いも行っており、民生委員を通じて取組につながることも多くあり、その 協力は非常に大きい。
- ○リーダーシップをとって進められる施設関係者がいることが大きなきっかけとなっていると思う。事例にあった施設車両の活用については自分の地域での取組のいいヒントをいただけたと感じている。
- ⇒施設が地域に協力していくことは責務と考えており、ぜひ相談してもらいたい。地区社協が地域 の福祉活動の中心と考えており、互いに何が出来るか相談しあえている。
- ○子育て支援で送迎を考えたとき、学校等への毎日の送迎に対応していく難しさがある。報告事例 のように同じ地域の中で対応し、顔の見える関係の中で支えられるのが理想。また、緊急の時等 に施設の職員も一緒に取り組んでもらえたら本当に心強い。
- ⇒子育てのニーズであれば、社会福祉法人運営の保育園なら相談できると思う。子育ての悩みに何か力になれたらと思う。
- ○生活困窮世帯の子どもに対する学習支援・生活支援に伴走しながら取り組んでいる。その中で当事者を見守る寛容なまなざしのありがたさを感じている。暮らしやすい街になればいいという思いがあれば道は開かれると思う。
- ⇒見て見ぬふりが一番いけないと思う。それは地域貢献も含めて大切なこと。

4. 社会福祉法人・施設の地域貢献活動推進に向けた支援機関の役割(事務局より説明)

○法人・施設と区社協のネットワーク構築、区における法人・施設と地域ニーズのコーディネート体制の整備等、市社協・区社協の取組について説明。

長期ビジョン 2025 中期計画(令和元~令和5年度)について

横浜市社協長期ビジョン 2025 に係る新たな中期計画(令和元~令和5年度)を作成しましたので、ご報告します。

なお、取組期間及び取組内容については、第4期横浜市地域福祉保健計画と整合・連動しています。

1 計画の位置づけ

長期ビジョンの重点取組のうち、今後5年間で特に重点的・集中的に取り組む事業に関して中期計画を策定しました。

2 推進期間

令和元~令和5年度(5年間)

3 中期計画の項目とポイント(5年間の方向性)

	朝計画の項目とポイント(
項目	事業名	ポイント(5年間の方向性)
1 – 1	・身近な地域のつながり・ 支えあい活動推進事業の 推進	・「より身近な圏域」における見守り・相談・支援の体制づくりを進め、身近な地域~市域にわたる重層的な仕組みとして構築する。 ・区役所、他法人を含む地域ケアプラザと連携し、身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業の視点と必要な取組を広げる。
1-2	・地域のささえあい活動の ための担い手育成	・ライフスタイル等に合わせ、様々な形で地域活動に関われる環境づくりを進める。 ・地域の課題を起点に福祉に限らない医療・商業など幅広い分野との連携による取組を検討・具体化する。
1-3	・地区社協支援の強化	・地区社協が活動の実施主体としてだけでなく、福祉活動 に関する協議体として身近な圏域ごとの活動を拡充する 役割を発揮できるよう支援する。
2-1	権利擁護事業の推進	・市成年後見制度利用促進基本計画における社協の役割を明らかにするとともに、必要な取組を進める。それに合わせ、あんしんセンター事業(権利擁護事業、法人後見事業、市民後見人養成・活動支援事業)の在り方を検討する。
2-4	・横浜市障害者後見的支援 制度の推進	・障害者や家族をはじめ、関係機関にも制度を周知し、登録者の拡大をはかる。 ・区社協、地域ケアプラザとの連携により、地域における見まもり体制を充実していく。

項目	事業名	ポイント(5年間の方向性)
3-1	・幅広い福祉教育(啓発) の実施	・多様性理解の促進、福祉教育の推進に向けた基盤整備を 進める。 ・新たな福祉課題、価値観、文化などを意識し、時代に即 した取組を検討する。また、取組を通じて様々な団体・機 関との連携を強化する。
3-4	・福祉保健従事者の育成	・ウィリング横浜のコンサルティング機能を発揮し、法人 や事業所のニーズに合わせた研修プログラムの提供を通 じて人材育成を支援する。
4-3	・部会を超えた課題解決の仕組みづくり	・災害時対応や地域貢献活動など、部会を超えた共通課題を明らかにし、解決へ向けた取組を進める。 ・市社協会員施設と区社協をつなげ、連携して地域課題に 取り組めるよう支援する。
5-2	・地域福祉活動財源確保の 取組強化	・寄付者へのフォローアップ等を通じて寄付の定着に取り 組む。 ・寄付活用の周知・啓発を通じて市民への理解・共感を促進する。 ・寄付の総合相談体制整備に向けて検討する。
5 – 3	・災害に備えた職員の配置 体制や業務継続計画の整 備	・災害対応マニュアル・業務継続計画随時見直すとともに、平時における訓練と連動させることで定着を図る。
5-4	・人事異動、人事考課、研 修を含めた人材育成の推 進	・人材育成計画を適宜見直しながら体系的に職員育成に取り組む。 ・事業運営に必要な職員体制の確保・維持に向けた方策を 検討する。

添付:『横浜市社協長期ビジョン 2025』の実現に向けた中期計画書(令和元~令和5年度)

『横浜市社協 長期ビジョン 2025』の実現に向けた

中期計画書

目標達成年度

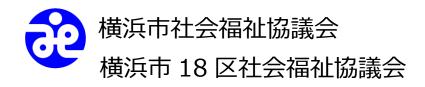
長期目標:2025(令和7)年度

中期計画推進期間:2019(令和元)

~2023(令和5)年度



2019 (令和元) 年6月



目次

1. 長期ビジョン 2025 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2. 長期ビジョン 2025 中期計画(平成 26~平成 30 年度)について・・・・・・・・・・2
3. 長期ビジョン 2025 中期計画(令和元~令和 5 年度)について・・・・・・・・・・3
4. 長期ビジョン 2025 中期計画(令和元~令和 5 年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 長期ビジョン 2025 中期計画(令和元~令和 5 年度)推進期間における 各事業の方向性・・・・・27
資料編
資料1 長期ビジョン 2025 中期計画(平成 26~平成 30 年度)における主な成果・課題・・・・・・3
資料 2 横浜市における中長期的課題(第 4 期横浜市地域福祉保健計画より)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料 3 横浜市における福祉保健関連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

1. 長期ビジョン 2025 について

(1) 策定背景

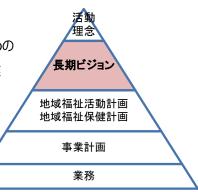
長期ビジョン 2025 (長期ビジョン) は、策定時(平成 24年~平成 25年) における以下のような現状認識を背景として、社協の活動理念の実現に向け、中長期的な組織・活動の方向性を示すものとして策定されました。

- 横浜市社協が発足してから 60 年以上が経過し、これから先の横浜の地域福祉の推進に向けて、本会が目指すべき姿を再確認する節目の時期であること。
- 国の福祉施策の動向や横浜市行政の位置づけの中で、社協の地域福祉における存在意義を高め、取組を外から見える形で示す必要があること。
- 急速な事業の拡大や職員数の増加など、組織規模が大きくなったことに伴い、改めて、組織の目指すべき姿を示し、それに向けて職員のベクトルを合わせていく必要があること。

(2)長期ビジョンの位置づけ

長期ビジョンは、中長期的な視野で組織運営や事業・活動を進めていくための 指針であり、横浜市社協の活動理念と、具体的な取組を示す地域福祉保健 計画や各年度の事業計画をつなぐものとして位置付けられています。

また、その方向性については、横浜市社協が各区社協とともに共有し、市内全体で具体的な取組を進めていくこととしています。



(3)長期ビジョンの目標

長期ビジョンは、後期高齢者人口が急増し、社会的孤立や生活困窮、制度の狭間にある問題など、様々な課題が想定される 2025 年を到達目標に策定されています。

~2025 年へ向けて目指す地域の姿~(平成 25 年の策定時点に定められたもの) 「支援する人」「支援される人」の区別なく、誰もが住み慣れた地域で孤立せずに、 居場所や役割を持って暮らし続けられる地域社会

(4) 重点取組と中期計画

目指すべき地域の実現へ向け、5つの重点取組を設定するとともに、各重点取組に基づく中期的な視点での事業計画となる中期計画を策定し、単年度の事業計画と連動させながら具体的な取組を推進しています。

重点取組1	身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進
重点取組2	地域における権利擁護の推進
重点取組3	幅広い福祉保健人材の育成
重点取組4	会員活動と地域福祉の推進
重点取組5	社協の発展に向けた運営基盤の強化

2. 長期ビジョン 2025 中期計画 (平成 26~平成 30 年度) について

中期計画(平成 26~平成 30 年度)では、重点取組 $1 \sim 5$ に基づく 31 項目 78 事業から構成される計画を推進してきました。 5 年間の取組により、様々な成果・課題が得られるとともに、中期計画の推進における課題も明らかとなりました。

※重点取組1~5ごとの成果と課題 資料1 (32ページ) 参照

【中期計画推進における課題】

○ 時代の流れが速く、毎年変化する周辺環境に合わせて目標や取組内容を臨機応変に変えていく 必要があるが、計画の項目・事業数が多く、計画に位置づけられた取組の具体性が高いため、柔軟に対 応できるものになっていない。

結果として、計画に位置づけられた目標や取組と、実際に進められている取組内容に差異が生じる項目がある。

○ 現中期計画は、全組織的な推進を目指し、策定時点における取組課題に対応して網羅的に項目立てした結果、31 項目 78 事業の取組が位置づけられたものであるが、事業数が多いため、重点事業としてのメリハリに乏しいものとなっている。

3. 長期ビジョン 2025 中期計画(令和元~令和5年度)について

中期計画(平成 26~平成 30 年度)の推進期間終了にあたり、前述した成果や課題を踏まえて、中期計画(令和元~令和 5 年度)を策定しました。

(1)中期計画(令和元~令和5年度)の位置づけ

長期ビジョンの各重点取組のうち、特に重点的かつ集中的に取り組む事業に関して中期計画を策定します。

(2)計画の推進期間

地域福祉保健計画、横浜市との協約と整合、連動させるため計画推進期間は5年とします。

(3) 到達目標と内容

ア 到達目標

中期計画(平成 26~平成 30 年度)においては、長期目標(令和7年度)を見据えた中期目標 (平成30年度における到達目標)を設定しましたが、中期計画(令和元~令和5年度)は令和5 年度が到達点となり、長期目標と時点に大差がないため、長期目標を到達目標とします。

ただし、現時点における長期目標について見直しが必要なものについては、今回見直しを行っています。

イ 内容

計画の内容は5年間の取組の方向性や概要を示すにとどめ、周辺状況の変化にあわせて、柔軟かつ迅速に対応しながら取組を進めていきます。

(4) 進捗管理

ア 取組の具体化

中期計画の各事業における「取組の具体化に向けた論点」に基づき、社会状況や国・市の動向を踏まえながら、各計画や制度との連動性も意識して必要な取組を検討・具体化し、推進していきます。

取組の具体化・実施にあたっては、横浜市社協と各区社協が協力して進めていきます。

- ※横浜市における中長期的課題 資料2 (35ページ) 参照
- ※横浜市における福祉保健関連計画 資料 3 (36ページ) 参照

イ 成果・課題の確認

毎年度の事業振り返りの時期にあわせ、中期計画として項目立てした取組に関する成果と課題を確認します。必要に応じて内容の見直しや廃止、新たな取組の検討を行います。

(5) 重点取組1~5におけるその他の事業に関して

中期計画の対象とならない項目については、中期計画(平成 26~平成 30 年度)の評価の際に確認された方向性を踏まえながら、各年度事業により取組を推進していきます。

4.	長期ビジョン 2025 中期計画	(令和元~令和5年度)
	5ページ〜26ページ	

5. 長期ビジョン 2025 中期計画(令和元~令和 5 年度)推進期間における各事業の方向性 27 ページ~31 ページ

重点取組1	身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進
内容	家族の形が変わっていく中で、今後、高齢者や障害者、子育て家庭等、地域の見守りや支えを必要とする方々がますます増加することが予想されます。また、制度の狭間で支援に結びついていない人や孤立しがちな人等、潜在化しやすい様々な生活課題を抱えながら地域で生活している人もいます。それらの人を深刻な状況になる前に発見し支えるためには、地域や近隣による見守り助け合い等、地域社会の中で解決する取組が必要であり、こうした日常からの近隣との関係づくりは災害時にも有効なものとなります。そのため、本会は地域住民とともにきめ細かに支えあえる地域社会を地域ケアプラザや行政と連携してつくります。

事業名	身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業(身近事業)の推進	重点	1 – 1				
所管	也域福祉課・市民活動支援課・施設管理担当・施設福祉課						
長期目標 2025年の目指す姿	・高齢者、障害者、子育て家庭等、様々な生活課題を抱えた方が地域の生活が出来る環境になっている。	制度の狭間で支援に結びついていない人や孤立しがちな人が、深刻な状況になる前に発見され、きめ細かに					
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	「成果」 ・区社協や地域ケアプラザとの間で身近事業による先進事例が共有された。事業の実践が進められ、様々な事例が積み重ねられた。こうした取組が評価受託にもつながった。さらに、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーを受託し、本事業の取組を他法人も含めた市内地域支援専門職へ伝える・各地区の地域福祉保健計画の中で、住民主体の見守り・支えあいの仕続た取組が盛り込まれ、要援護者の早期発見・予防・解決の活動づくりを進む・地域ケア会議や包括カンファ等に区社協が参加し、個別課題の解決に地構築が進んだ。・地域ケアプラザと協働し、社会資源との連携体制の構築や新たな仕組みたた。・生活支援体制整備事業(区域、市域のコーディネーター連絡会等)を認の課題検討、区域の情報を集約した市域の課題検討が進められた。【課題】・各業務・事業の連動性は高められており、ニーズをキャッチする姿勢が高ま受けとめ、支援・解決する体制づくりが必要。・身近事業は社協職員に共通する大切な視点として全職員に浸透させるの働きかけが課題。・困難ケースに向き合い、地域につなげていく人材育成に時間や経験が必要・地域によって、取組状況に差があるため、支援体制づくり・課題解決の仕が取組にあたっては、新たなサービスや仕組みの創出だけではなく、既存の活援体制・仕組の構築へつなげていく視点も重要。・個別ケースは深刻なものもあることから、地域における取組につなげていくと組における地域包括支援センターを含む介護保険部門との連携を一層進行	西され、生活支 ディネーター・対 る場のがよりや、生 がある体援のの は域を がいたよる を がないた。 を を で いて いる。 を を を を で いる は が いる は は いる は は いる は は いる は は いる は いる	接体制整備事業の長を対象とした研修ながった。 活課題の解決にむけが進められた。 が追められた。 がと協働する体制の 解決の実践を重ね 情報を集約した区域 会後はニーズや課題を 、継続的な理解促進 の活動を活かして支 が多く、課題解決の取				

中期計画 (令和元〜 令和5年度) の方向性	・身近事業(個別支援と地域支援を連動させた取組)を引き続き推進する。 ・単位町内会や班単位といったきめ細かい圏域での実践事例を積み重ね、地区域・区域・市域にわたる生活課題・地域課題の把握と支援・解決のための重層的な体制づくりに取り組んでいく。 ・一人ひとりの困りごとや課題に応じて、既存のサービスや団体の活動も生かしながら、住民主体による活動を、地区社協を中心に、様々な関係者が連携して拡充・創出していく。 ・支援する側・される側という垣根を越えた支えあいの仕組みづくりを行う。 ・専門職と住民活動を結びつけるコーディネートを区社協と地域ケアプラザが協働で進めていく。 ・公的な福祉専門職と地域支援専門職とが、業務相互理解を一層進め、制度の狭間にあるニーズの把握と支援・課題解決の仕組みづくりを拡充していく。
取組のポイント	・身近事業の視点を生かし、体制整備事業・地福計画・地区社協運営などを通じて、地域住民や関係機関との協働により、見守り活動の拡充、相談・支援の体制づくり、生活課題・地域課題の把握・解決の仕組みづくりを進めていく。 ・身近事業の視点を、研修や出前講座・勉強会などを通じて、行政や他法人を含めた地域ケアプラザ職員と共有し、支援者に共通する意識や姿勢として浸透を図る。 ・個別ニーズを把握している専門職等と住民活動等を繋げていき、地域課題とその解決方法をスムーズに結びつけるコーディネート体制の構築を地域ケアプラザと共に更に取り組んでいく。

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
①見守り活動の拡充や相談・支援の体制づくり	体制づくりへ向けた支 援策の検討・実施				
②身近事業の視点の	担当者会議・出前 勉強会の開催				→
浸透(事業の啓発・ PR)	関係機関との 合同研修	→	区域での研修展開		
③取組の可視化によ る発信	可視化して発信する 方法の検討	取組の具体化	普及・啓発		

■区社協、施設等の現場の取組視点

- ・勉強会や研修等において、身近事業の視点を区役所や区内地域ケアプラザ等の関係機関と共有する場を設ける。
- ・保育園、学校、リハ職、SSWなどニーズを把握している専門職との繋がりづくりを積極的に図る。
- ・個別支援業務や地域支援業務の情報共有を図りながら、身近事業の視点を持って総合的に個別課題・地域課題の解決に取り組み、事例を積み重ねていく。
- ・取り組んだ事例を組織全体として共有し、市社協と共にポイントを整理し、可視化していく。

- ・「より身近な圏域」における見守り・相談・支援の体制づくりのために必要な取組
- →住民活動を含めた仕組みづくりへ向け、市内で統一して推進できる取組はあるか
- ・他法人を含む地域ケアプラザに対し、身近の視点と必要な取組をどのように広げていくか
- ・身近な圏域における支援体制づくりや身近事業の浸透に向けた市社協としての支援策は何か

重点取組1	身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進
内容	家族の形が変わっていく中で、今後、高齢者や障害者、子育て家庭等、地域の見守りや支えを必要とする方々がますます増加することが予想されます。また、制度の狭間で支援に結びついていない人や孤立しがちな人等、潜在化しやすい様々な生活課題を抱えながら地域で生活している人もいます。 それらの人を深刻な状況になる前に発見し支えるためには、地域や近隣による見守り助け合い等、地域社会の中で解決する取組が必要であり、こうした日常からの近隣との関係づくりは災害時にも有効なものとなります。 そのため、本会は地域住民とともにきめ細かに支えあえる地域社会を地域ケアプラザや行政と連携してつくります。

事業名	地域の支えあい活動のための担い手育成	重点	1 – 2	
3				
	地域福祉課・市民活動支援課・施設管理担当・施設福祉課			
長期目標 2025年の目指す姿	・自治会・町内会役員や民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉を支える担い手が十分に確保され、多くの人が地域活動に関わっている。 ・生活課題を早期に発見し、深刻化を予防する取組や、解決に向けた支援のための検討・サービス開発の場が、住民を中心につくられている。 ・身近な地域のつながり・支えあい活動に関わる住民が増え、普段、支援を受けている人も、地域社会の中で居場所と役割を見い出せるようなお互いさまの支えあいの地域社会となっている。			
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・住民支え合いマップや要援護者マップの作成を通じた取組、企業等多様な主体による見守り活動が拡充された。 ・キャラバンメイト研修や各関係機関が実施した認知症サポーター養成講座によるサポーター数は15万人を越え、認知症に対する市民の理解が進められた。 ・見守り・生活支援を行う担い手の育成へ向け、キャラバンメイト研修、他機関との協働による講座開催による担い手育成、区域における住民支え合いマップづくりによる担い手発掘、定年後の男性の地域活動への参加促進等の取組により、一部の区で成果が表れ始めている。 【課題】 ・住民支え合いマップの取組を広げていくために、個人情報保護の観点から活用の考え方を整理し、改めて情報共有や理解を広げていく必要性がある。 ・認知症サポーターが地域で活躍する仕組みが不十分であり、意識化された活動は一部地域で行われた住民支え合いマップを通じた取組が顕在化されているに留まっている。 ・キャラバンメイト研修やボランティア講座等、担い手育成のきっかけになる取組は広がっているものの、実際に地域活動に繋がっているものばかりではない。			
中期計画 (令和元〜 令和5年度) の方向性	・住民支え合いマップ等を通して、住民自身が身近な地域で見守り・支えあう意識を広めていく。 ・「支え手」「受け手」といった関係を越えて、一人ひとりが能力を発揮することで、支え合える「地域共生社会」に向かう土壌づくりのために、自治会・町内会役員や民生委員児童委員等を含めて、啓発や地域の活動の場づくりを進める。 ・福祉分野だけではなく、医療・商業・経済等、幅広い分野との交流・接点を増やし、連携・協力体制を構築していく。			

・地域で開催する行事や講座等への参加者を、担い手として継続的な地域活動につなげる等、新たたい手のすそ野を広げていくような取組を行う。 ・趣味や特技を活かしたり、ライフスタイルに合わせ様々な形で地域活動に関われる環境づくりを行う。 ・余暇や趣味等を中心とした既存の活動・組織との関わりの中で、見守り・支えあい等の生活支援のそや取組をプラスしていくように働きかけていく。 ・区域などで開催している福祉分野に限らない担い手育成のメニューの共有を市域で行い、担い手育に幅を広げていく。 ・食や移動等、課題を起点に他分野との連携による解決策を検討・実施していく。
--

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
①参加者を担い手に つなげる働きかけ	実践・事例の蓄積	フォーラム等での 事例発信・共有			
②企業等他分野との 連携	課題に基づく取組 検討・具体化・実 施			振り返り	振り返りを基に新たな展開

■区社協、施設等の現場の取組視点

- ・様々な地域活動の参加者に対し、地域活動の周知やきっかけづくりを行う。
- ・地域の課題に合わせ、福祉分野に限らず他分野と連携した幅広い地域活動を展開していく。
- ・地区センター等の趣味の活動や企業の社会貢献活動等が、生活支援に繋がるように働きかけを行う。

- ・様々なライフスタイルに合わせて地域活動・市民活動に触れることができ、担い手育成につながる具体的な手法
- ・福祉分野に限らない担い手育成メニューで活用できるものはあるか

重点取組1	身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進
内容	家族の形が変わっていく中で、今後、高齢者や障害者、子育て家庭等、地域の見守りや支えを必要とする方々がますます増加することが予想されます。また、制度の狭間で支援に結びついていない人や孤立しがちな人等、潜在化しやすい様々な生活課題を抱えながら地域で生活している人もいます。それらの人を深刻な状況になる前に発見し支えるためには、地域や近隣による見守り助け合い等、地域社会の中で解決する取組が必要であり、こうした日常からの近隣との関係づくりは災害時にも有効なものとなります。 そのため、本会は地域住民とともにきめ細かに支えあえる地域社会を地域ケアプラザや行政と連携してつくります。

事業名	地区社協支援の強化	重点	1 – 3	
所管	地域福祉課			
長期目標 2025年の目指す姿	議体となっている。	・地区社協が中間支援組織(※)としてその役割を果たし、地域の福祉保健関係者が広く参画する協議体となっている。 ・地区社協において地域の福祉課題を検討し、関係機関、住民等が参画した取組が展開されている。		
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・地区社協のてびき改訂により、「地区社協の目的」を改めて明確にするとともに、てびきを活用して職員向けや地域向けに「てびき研修」を実施した。地域向けの研修は市域だけでなく、区域における地区社協分科会等、地区社協の担い手が集まる場や、地区単位で実施した。これにより地区社協の目的が再確認され、地区社協活動や支援の方向性を共有することができた。 ・地区社協検討会の立ち上げにより、てびきでまとめた方向性を実践につなげていく検討体制が構築された。 【課題】 ・各職場内全体での地区社協支援に関する情報共有が不十分で、具体的な地区社協支援の方策についての検討ができていない。 ・職員、地区社協の担い手以外にも、行政、地域住民等に対する地区社協理解への取組が必要。			
中期計画 (令和元〜 令和 5 年度) の方向性	・地区社協の目的である「一人ひとりの困りごとを解決できる地域づくり」を目指し、地区社協がその役割果たせるよう支援する。 ・地区社協が活動しやすい環境づくりを進めていく。			
取組のポイント	・地区社協が、活動の実施主体としてだけではなく、地域における福祉活動に関する協議体として身近な 圏域ごとの活動を拡充する役割を発揮できるよう市社協・区社協による支援を行う。 ・地区社協検討会、地区社協全体会(前地区社協研修)を通じて、地区社協とともに具体的な取組 や対応策を考えていく。			

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
	区社協・地区社協 向け出前研修の実 施				
①地区社協への支援	ポーツ ボス かっぱい ボス かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい				——
	状況書活用方法の検討	状況書	の活用	・状況書活用方法の 見直し	状況書の活用
②地区社協の具体	地区社協検討会の 実施(取組や課題 対応策の検討)		介	₹5	
的な取組の検討	地区社協全体会の 実施(年1回実・ 施)		1		



それぞれの取組を連動させて、実施します。

■区社協、施設等の現場の取組視点

- ・区社協職員は地区社協の目的や役割を理解し、様々な場面で理解を広めていく。
- ・地区社協分科会と地区社協検討会を連動させて、課題を抽出し、検討していく。
- ・区社協は、区役所、地域ケアプラザに、地区社協の目的や役割を伝え、共に支援にあたる。
- 一人ひとりの困りごとに気付き、支え合う活動を広げていくために、「話し合いの場を作り」その解決のために、「様々な活動を行い」、「団体や自治会町内 (※) 会などの身近な地域での活動を応援し」、「住民の理解を広げる」活動に取り組む。特に中間支援組織として「地域で行われている小さな活動を支援する取組み」が求められる。

- ・地区社協の手引きの考え方を浸透させるための検討の場や研修(地域向け、職員向け)等、地区社協への支援策について
- ・地区社協を支援する区社協への支援策について
- ・地区社協を地域福祉推進組織とするための行政等への働きかけ(地区社協への理解をどのようにして浸透させるか、地区社協の地区別計画への関わり方)

重点取組2	地域における権利擁護の推進
内容	今後、認知症高齢者や障害のある方で家族による支援が難しい方等、契約や財産管理等の権利擁護を必要とする人は増加することが予想されます。また、そうした方々が地域の中で安心して生活するためには、専門家だけでなく、広く市民の理解と支えあいの仕組みが必要となります。本会は、権利擁護に関する事業を区域で展開し、増大するニーズに対応できる体制を整えるとともに、地域住民とともに、支援を必要とする人が近隣とのつながりの中で安心して、自分らしく生活できる地域社会をつくります。

事業名	権利擁護の推進(権利擁護事業・成年後見制度利用促進)	重点	2 – 1
 所管	横浜生活あんしんセンター・地域福祉課・施設管理担当・障害者支援セン	/ター	
長期目標 2025年の目指す姿	・市民の協力により、支援を必要とする人がスムーズに権利擁護事業によるり、また地域住民の見守り等を得て、安心して生活できる状態となっている。 ・成年後見制度の担い手や協力者として、多くの市民が成年後見制度を必 参加し、被後見人等が地域と繋がりながら法的支援やサービス提供を受け	必要とする人を	支援するネットワークに
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	(成果】 ・権利擁護事業を必要とする方の発見と迅速なサービスの提供に努めた結果、契約件数は平成25年度末の593件から平成30年度末の1,139件と大幅に上昇した。また、契約によるサービス提供だけでなく、身近な地或のつながり・支えあい活動推進事業と一体的に取り組むなかで、地域住民が契約者を見守るなど地域活動との連携を意識した契約者支援を進めてきた。(質と量の拡充) 「課題】 ・権利擁護支援のニーズ(需要)は更にあると予測され、特に潜在化しているニーズを発掘するために、地域住民や関係機関への事業周知を一層進める必要がある。 ・身元保証や死後事務委任等、既存の権利擁護に関する制度やサービスの範疇を超えるニーズが増加している。。		
中期計画 (令和元〜 令和 5 年度) の方向性	・増加する権利擁護ニーズ(需要)に対応するため、潜在ニーズ発掘や早期相談に繋がる広報啓発を行っている。 ・権利擁護事業や成年後見制度利用促進に資する既存の取組(法人後見の受任、市民後見人養成・活動支援、法人後見支援等)を強化するとともに、他の社協事業やサービスと連動する支援を行っていく。 ・国を挙げての成年後見制度利用促進に呼応し、横浜市成年後見制度利用促進基本計画に基づく、地球連携ネットワークの構築に必要な「広報・相談機能」の強化や、「担い手育成・活動支援(市民後見人養品活動支援等)」「後見人支援」の充実を、市民参加で進めていく仕組みをつくる。		「民後見人養成・活 爰を行っていく。 計画に基づく、地域
取組のポイント	・横浜市成年後見制度利用促進基本計画の推進状況と連動させながら、 んセンター事業の在り方を検討し、より効率的・効果的な事業実施を進める ・既存の権利擁護に関する関係機関、相談窓口の連携強化と、新たな分等)の参画や協力する仕組みを作る。 ・既存の制度・サービスの強化や連携を一層進めるとともに、制度の狭間を・全ての取り組みに対して、市民参加・地域連携の可能性を検討する。	る。 野(法律・医療	療・金融機関・企業

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
①権利擁護の推進	あんしんセンター事業 の在り方検討 契約者数1,180人	契約者数1,220人	検討に基づく取組・ 事業推進 契約者数1,250人	契約者数1,280人	契約者数1,310人
②成年後見制度		横浜型中核機関に おいて社協に求めら れる機能・役割の発 揮			
	権利擁護支援の地 域連携ネットワーク構 築に向けた検討・取 組実施				

■区社協、施設等の現場の取組視点

- ・権利擁護事業や成年後見制度を必要とする人を早期に発見して支援に結び付けるため、区社協、施設等に寄せられる相談の中から隠れたニーズを拾い上げるとともに、地域住民や商業施設・企業等の社会資源に広報啓発活動を行う
- ・権利擁護に関する個別のサービス提供や制度適用だけでなく、区社協や施設による地域福祉推進の取組や住民、関係機関・他機関との連携も視野に入れ、本人が安心して暮らすために必要となる総合的な支援を考える。

- ・横浜市成年後見制度利用促進基本計画において求められる市社協の機能・役割はどのようなものか
- ・横浜市における権利擁護の方向性、市社協及び区社協としての事業の位置づけについて
- ・中核機関受託の可能性を含めた横浜生活あんしんセンター事業の今後の在り方

重点取組2	地域における権利擁護の推進
内容	今後、認知症高齢者や障害のある方で家族による支援が難しい方等、契約や財産管理等の権利擁護を必要とする人は増加することが予想されます。また、そうした方々が地域の中で安心して生活するためには、専門家だけでなく、広く市民の理解と支えあいの仕組みが必要となります。本会は、権利擁護に関する事業を区域で展開し、増大するニーズに対応できる体制を整えるとともに、地域住民とともに、支援を必要とする人が近隣とのつながりの中で安心して、自分らしく生活できる地域社会をつくります。

事業名	横浜市障害者後見的支援制度の推進	重点	2 – 4
所管	障害者支援センター・地域福祉課・施設管理担当・横浜生活あんしん	センター	
長期目標 2025年の目指す姿	・障害のある方が地域の方に見守られ、必要な支援を受けながら、安心 ている。	いして地域生活	舌を送れる地域となっ
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・平成22年10月に本制度がスタートし、平成29年3月には全区で支援制度周知、家族会等の情報共有により、登録者数は1,560名(平成増えている。 ・各支援室では、登録者や家族との信頼関係を築きながら、登録者一キーパー等、重層的な地域での見まもり体制づくりを丁寧に進めている。 【課題】 ・本制度を必要としながらも、情報が十分に届かず登録に至っていないままり体制の更なる充実に向けた取組が必要である。	式31年3月末 ・人ひとりの希望	現在)となり順調に望に基づいたあんしん
中期計画 (令和元〜 令和5年度) の方向性	・各支援室と推進法人が連携を図り、具体的な登録者との関わり等をめ、障害関係機関、地域団体等への制度周知に取り組み、登録者のの充実を図る。		
取組のポイント	・地域へのアプローチについては、地域情報を把握している区社協、地場ら取り組んでいく。	或ケアプラザとら	別き続き連携しなが

■市域全体の取組

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
①登録者拡大、地域での見まもり体制の充実に向けた制度周知と地域との関係づくり	各支援室、推進法人に よる当事者家族、障害 関係機関への制度周知	推進	推進		
	区社協・地域ケアプラナの関係づくりの推進(名り実施)		1年1年		

■区社協、施設等の現場の取組視点

- ・地域での見まもり体制を充実していくためには、後見的支援制度だけではなく、障害のある方の地域生活についても理解を求めていくことが必要である。
- ・区社協や地域ケアプラザが把握している地域情報(特性や取組等)を活用しながら、制度周知の具体的な方法を支援室及び推進法人とともに検討していく。
- ・上記の検討結果を踏まえ、区社協や地域ケアプラザのネットワークを活用しながら、地域の関係者・機関への制度周知の実施に向けた調整を行う。
- ・区社協や地域ケアプラザのネットワークを制度周知だけでなく、見まもり体制の構築・充実にも生かしていく。

- ・登録者拡大、地域における見まもり体制の充実の方策
- ・区社協、地域ケアプラザと連携した地域へのアプローチ、事業実施体制強化の方策

重点取組3	幅広い福祉保健人材の育成
内容	今後、地域での支えあいの必要性がますます高まることから地域で活動する人をより多く、また幅広く募っていくことが求められてきます。 本会は、支援を必要とする方もまた、地域の中で居場所と役割を見出すことができる「お互いさま」の地域社会の実現に向けて、高齢者や障害者等、当事者の方々等の力も借りながら、学校や地域における福祉教育を推進します。また、企業にも地域社会の一員として地域の福祉活動をともに進められるよう支援します。 また、増加する介護・保育ニーズに対応できる人材を安定的に確保できるよう、福祉保健人材の育成と定着に向けた取組も進めていきます。

事業名	幅広い福祉教育(啓発)の実施	重点	3 – 1		
所管	市民活動支援課・地域福祉課・施設管理担当・障害者支援センター				
長期目標 2025年の目指す姿	・福祉の制度や仕組みに加え、それを支える思いやりや助け合いの大切・地域住民が主体となって取り組むことが理解され、具体的な動きにつな		で理解されている。		
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・「福祉教育(啓発)事業方針」と「福祉教育実践に向けて」を作成し、指すべき方向性・視点・プロセスを整理した。 ・当事者講師や機材、ノウハウ、新たなプログラム等、全区で福祉教育した。 ・当事者講師が参画するNPOによる福祉啓発の実施や「企業の福祉哲学校だけでなく、地域や企業における福祉教育(啓発)の推進を図った満足度の高い取組となっている。 【課題】 ・区社協担当者が代わっても福祉教育(啓発)が実施できるよう、講師整備が必要である。 ・さらなる福祉教育(啓発)の推進のため他機関・他団体と連携し顔の・企業の福祉啓発は、経験を重ねることで質の向上を図る必要がある。・今後、時代に即した形でさらに福祉理解を進めていく。	(啓発)を実施 啓発研修プログ こ。企業から継続	をできる体制が充実 プラム集」の作成等、 続して依頼がきており オ・ノウハウの確保や		
中期計画 (令和元〜 令和5年度) の方向性	・子どもや学校への福祉教育、企業や地域への福祉啓発が市社協及でを浸透させる。 ・市教育委員会を始め市域の関係機関・組織との連携を図り、区社協・これまでの取り組みを継続するとともに、時代に即した取組みについて根	の福祉教育す			
取組のポイント	・福祉教育の推進に向けた基盤整備(機材の確保・整備、当事者講師の確保等)を進めていく。 ・実践的な事例を収集し、市・区社協間で共有して取組の拡充を図るとともに、福祉教育推進の方向性を検討する。 ・新たな福祉課題、価値観、技術、文化等を意識し、時代に即した取組を検討する。 ・福祉教育(啓発) に携わる機関、団体の連携を進める。				

-1W					
中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
①学校における福 祉教育実施のため の基盤整備	人的資源や機材等 の確保・整備				
②時代に即した取組みの検討		事例等の情報収 集・取組検討			
③福祉教育に携わる機関・団体との連携強化		▼ 取組実施を通じた 連携強化			

■区社協、施設等の現場の取組視点

- ・全区において、福祉教育(啓発)が実施できるという社協ならではの強みを生かし、当事者講師や機材の確保・整備を行う。特に当事者講師の確保にあたっては、障害者支援センターや他機関との連携により進める。
- ・学校を始め、企業、地域における福祉教育(啓発)の充実を図る。

- ・多様性理解の推進に向けた方策(啓発プログラム、ツール等)
- ・福祉教育について、今後どのような取組を通じて推進していくか

重点取組3	幅広い福祉保健人材の育成
内容	今後、地域での支えあいの必要性がますます高まることから地域で活動する人をより多く、また幅広く募っていくことが求められてきます。 本会は、支援を必要とする方もまた、地域の中で居場所と役割を見出すことができる「お互いさま」の地域社会の実現に向けて、高齢者や障害者など当事者の方々等の力も借りながら、学校や地域における福祉教育を推進します。また、企業にも地域社会の一員として地域の福祉活動をともに進められるよう支援します。 また、増加する介護・保育ニーズに対応できる人材を安定的に確保できるよう、福祉保健人材の育成と定着に向けた取組も進めていきます。

事業名	福祉保健従事者の育成	重点	3 – 4
所管	ウィリング横浜・施設福祉課・地域福祉課		
長期目標 2025年の目指す姿	・必要とされる人材の確保と定着が図られている。 ・福祉保健従事者のスキルアップやモチベーションの向上が図られている。 ・地域社会における施設、事業所の位置づけや役割が確立されている。		
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・主催研修における地域力研修や地域福祉推進事業を通じて「地域ができた。 ・「よこはま地域福祉フォーラム」や地域福祉推進事業等で市社協各部域福祉推進を担う人材や福祉保健従事者の支援育成につなげた。 ・区社協やあゆみ荘との連携により、出張研修を定着させることができた【課題】 ・施設や事業所における職員全体の「スキルアップやモチベーション向上」・施設や事業所で自分たちが求める研修を受けられるような出張研修の	3署との研修の。。。 。 」に応えるための	企画実施により、地 D対応が必要。
中期計画 (令和元〜 令和5年度) の方向性	・施設・事業所に対して人材定着育成のための研修計画策定や研修等の強化を支援し、職員全体のスキルアップやモチベーションの向上を目指・市社協各部会をはじめ、各施設・事業所が求める職員研修計画の構に携わる講師のネットワーク機能を持ち市域の研修の質を確保する「研指す。 ・研修体系は全社協キャリアパス研修を基軸とした組織力強化を目指す得し質の高いサービスを目指す「専門力研修」、地域貢献・地域協働をとし、市社協職員研修として活用するほか、区域において地域福祉推進	はす魅力ある職 情築を支援し、 修コンサルティン ず「組織力研修 で目指す「地域	場づくりに貢献する。 施設・事業所研修 ング」の事業化を目 多」、専門知識を取 、力研修」の3つを柱
取組のポイント	・ウィリング横浜を拠点とした福祉保健従事者の研修を体系的に実施し識した視点を取り入れる。また、部会等の意見から、福祉保健現場の意・区域で実施する研修においては、受講者のスキルアップと併せて、身近る。	意向を研修内	容に反映する。

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
①研修コンサルティ ングによる事業所支 援	事業所向け研修計 画提案の試行実施	試行実施の効果検 証	検証に基づく改善に 向けた見直し、検 討	事業の推進 ■	
②人材育成に関わるニーズの把握	各部会等での実施 状況の整理及び試 行内容作成	試行実施及びその 効果検証	検証に基づく改善に 向けた見直し、検 討	事業の推進 ■	
③区社協やカレッジ 参画機関連携での 出張研修実施	ニーズ把握及びカ レッジ調整による出 張研修実施	試行実施及びその 効果検証	検証に基づく改善に 向けた見直し、検 討	事業の推進	

■区社協、施設等の現場の取組視点

・区社協及び各種団体施設への広報周知を図りながら、個々の企画について継続した連携の取り組みが重要。

- ・研修コンサルティング機能発揮に向けた体制、方策
- ・職種ごとのモチベーション向上、スキルアップに向けた方策(市社協各部会の連携も含めて)

重点取組4	会員活動と地域福祉の推進
	本会は、社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体など様々な立場、種別の会員の協議体です。会員それぞれが組織課題や地域課題を解決するため、本会の協議体としての強みを最大限に活用し、会員相互の課題解決力や会員の持つ専門性を活かした次の取組を行います。

事業名	部会を超えた課題解決の仕組みづくり	重点	4 – 3		
所管	施設福祉課·総務課				
長期目標 2025年の目指す姿	・社会環境や制度の変化に見合った活動が実現している。そのためには、H30に達成した状態像を継続し、随時見直し、改善を図っている。 ※H30の状態像 ・部会を超えた共通の課題について、各部会を横断的に構成した委員会等の設置により、解決に向けて取り組まれている。 ・部会等であげられた課題を解決する手段として、政策的な取組が必要なものについては、行政等に対し、提言が行われている。				
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・部会を超えた課題である「社会福祉法人の公益的な取組の推進」と「福祉人材の確保」について、市域での情報共有や研修等を行い、取組が進められた。また、公益的な取組に関する調査等については施設関連部会だけでなく、地区社協部会とも協力し、部会を超えた取組を行った。 ・部会単位の要望・提言の実施としては、ケアプラザ分科会が実態調査を基に、健康福祉局へ要望書を提出、高齢福祉部会災害プロジェクトにおいても、災害時の取組について、健康福祉局へ提案し、情報共有システム等横浜市の事業として形になっている。 【課題】 ・部会を超えた取組について、課題は共通となっても、具体的な取組が市域や部会を超えて共通とはならないものも多く、市域での取組は難しい状況。				
中期計画 (令和元〜 令和5年度) の方向性	・社会福祉法人の公益的な取組の推進は、第4期横浜市地域福祉保確保についても介護分野で「よこはま地域包括ケア計画」に位置付けられ分野でも大きな課題となっており、社会的な期待も高くなっているため、今要がある。 ・次期5年でも公益的な取組の推進や福祉人材の確保というテーマついいくとともに、課題に応じ、区ごとに効果的に取り組んでいくことも検討する。	ているだけでな 後益々力を入 て、市域や部分	く、保育分野、障害 れて取り組んでいく必		
取組のポイント	・災害や地域の中での社会福祉施設のあり方等、部会の枠を超えて検診・部会を超えた共通課題について、研修会を開催する。 ・部会(分科会)の課題や情報を他の部会(分科会)でも共有し、相互のする。 ・福祉施設が区域や地域の課題の解決に積極的に取り組むことを支援するがりをつくる。 ・種別ごとの課題解決に向けた取組の一つとして、行政等に対して、課題提言を行う。	課題について協	劦と市社協部会員の		

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	
①共通課題への取組	共通課題をテーマと した研修会・研究会 の開催					
②法人・施設による 地域課題への取組 推進	区社協と市社協部 会員とのつなぎ、事 例共有					
③行政等への提言	部会単位の要望、 提言行動の実施					

■区社協、施設等の現場の取組視点

・地域支援において、社会福祉法人・施設の役割、活躍の場を検討し、関係構築・ネットワークづくりから実際の活動にまでつないでいく。

- ・部会種別を超えた共通課題と対応策、検討・実施の体制
- ・災害時支援、地域貢献、人材確保等の共通課題について、区社協とも連携してどのように進めていくか
- ・新たな共通課題とその解決へ向けた取組

重点取組5	社協の発展に向けた運営基盤の強化				
内容	重点取組1から4の取組を推進するためには本会組織、人材、財源等の運営基盤を強化する必要があります。本会は次の取組により運営基盤を強化し、市民や関係機関の信頼・協力関係を強固にして、共に地域福祉の推進に取り組みます。				
事業名	地域福祉活動財源確保の取組強化	重点	5 – 2		
所管	市民活動支援課・企画課・財務課・地域福祉課				
長期目標 2025年の目指す姿	・寄付文化が広く定着し、新たな寄付活動が浸透する中、多くの企業、団体や個人が、より身近な地域の福祉を推進するために寄付いただける環境となっている。				
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・近年の社会情勢や、関連機関の変遷等をふまえ、当初予定していた取り組み内容を、適宜見直しながら進めていくことができた。また、組織内にファンドレイジングチームを設置したことにより、横断的な取り組みを進める可能性を大いに生み出すことができた。 【課題】 ・計画立案時に比べると、周辺状況が変化していることから、時代の流れを十分に意識しながら、その都度検討進めることが必要なため、流動性を持たせる体制及び計画であることが求められる。				
中期計画 (令和元〜 令和 5 年度) の方向性	・これまでの取組を継続しつつ、横浜の寄付文化の醸成及び地域福祉活動活性化のための財源確保を視野に進めていく。				
取組のポイント	・『寄付文化醸成連携プロジェクト』を通じて、NGO/NPOとの関係強化、寄付者へのフォローアップの強化、遺贈をはじめ、寄付に関する総合相談機能の検討、職員の理解促進等に取り組む。 ・受け入れた寄付金等を財源とした助成金制度(ふれあい助成金等)により、地域の様々な福祉活動が展開されていることの理解促進を図る。 ・寄付文化が広く定着するため、既存の寄付行為に限らず、新たな資金調達等を研究し、地域福祉活動を継続するため、財源確保が様々な手法の中から選択することができる環境の整備を図る。				

■市域全体の取組

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
	プロジェクトへの参画				
①寄付文化の醸成	「寄付者へのフォロー アップ」の強化				
に向けた取り組み	寄付・遺贈に関する 総合相談機能の検 討				-
		新たな広報媒体の 検討	実施		

■区社協、施設等の現場の取組視点

- ・再び寄付を行いたくなるような「寄付者への返礼・フォローアップ」の実施(区社協・施設)
- ・寄付金を財源とした活動資金(ふれあい助成金等)の紹介や寄付行為と地域福祉活動のつながりをPR(区社協)

■取組の具体化へ向けた論点

・横浜の地域福祉活動の活性化に向けた財源確保への取組・方策(『寄付文化醸成連携プロジェクト』の 実行及び寄付者へのフォローアップ及びアプローチの確立、遺贈に関する総合相談窓口として役割強化、新 たな寄付活動(CF、SIBなど)と基金・助成金等とのすみ分け及び活用のためのコーディネート等)

・寄付等に関する相談対応機能、体制構築に向けた方策

重点取組5	社協の発展に向けた運営基盤の強化		
内容	重点取組1から4の取組を推進するためには本会組織、人材、財源等の運営基盤を強化する必要があります。本会は次の取組により運営基盤を強化し、市民や関係機関の信頼・協力関係を強固にして、共に地域福祉の推進に取り組みます。		

事業名	災害に備えた職員の配置体制や業務継続計画の整備 重点			
所管	総務課·地域福祉課·施設管理担当			
長期目標 2025年の目指す姿	・H30の状態像を継続し、随時見直しが行われている。 ※H30の状態像 ・災害時の対応を明確にし、必要な配備体制が整備されている。 ・業務継続計画が策定され、災害対応業務を行いながらも、市民等に必要な業務を継続し、早期に復旧させるための計画が整えられている。 ・部会等の活動を通じ、会員への情報収集、提供を行う体制が整備され、また他都市との間で相互に会員施設の入所者等の受け入れや職員の派遣協力の仕組みづくりに取り組まれている。			
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・参集訓練の毎年実施により、所属への3時間以内参集者が6割程度であること等、参集状況の 把握に一定の成果が得られた。 ・災害対応マニュアルや業務継続計画を策定することで、各部署に災害時優先事業の整理を行う ことができた。 【課題】 ・計画やマニュアルの策定以上に、平時から取組を実践していくことが重要であるため、「参集から初 動までの対応」、「避難訓練と絡めたマニュアルの実践」等、一連の流れの中で実際の災害を想定し たシミュレーションを行う必要がある。			
中期計画 (令和元〜 令和 5 年度) の方向性	・災害関係マニュアル(災害対応、初動対応等)や業務継続計画を随時見直しつつ、実際に発災した際に対応できるよう参集訓練や避難訓練などと連動させたシミュレーションを行っていく。 ・発災時に適切な人員配置ができる仕組みを検討していく。			
取組のポイント	・災害関係マニュアルや業務継続計画を発災時に実行できるよう適宜見直しを行う。 ・継続的にシミュレーションを行うことで、職員の意識向上を図る。 ・人員配置の根拠となるような要綱等の整備を行う。			

■市域全体の取組

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
	災害対応マニュア ル、業務継続計 画、初動対応マ ニュアルの見直し 参集訓練など災				
①災害時対応に向			随時実施		r
けたマニュアル等の整備・体制の構築					
	害対応シミュレー ションの実施				

■区社協、施設等の現場の取組視点

・職員体制変更時のマニュアル類の振り返りと所属役割の理解。

- ・災害対応マニュアル、B C Pの見直し
- ・マニュアルや計画を継続的に意識づけ、定着させる方策

重点取組5	社協の発展に向けた運営基盤の強化		
., —	重点取組1から4の取組を推進するためには本会組織、人材、財源等の運営基盤を強化する必要があります。本会は次の取組により運営基盤を強化し、市民や関係機関の信頼・協力関係を強固にして、共に地域福祉の推進に取り組みます。		

事業名	人事異動、人事考課、研修を含めた人材育成の推進	重点	5 – 4	
所管	総務課			
長期目標 2025年の目指す姿	・地域福祉を推進するにあたり、地域から信頼される社協職員である。 ・業務経験や研修を通じて、各職員が成長を実感し、地域福祉に関するノウハウを社会に還元することで社協の存在意義を対外的にアピールすることができている。			
中期計画 (平成26〜 平成30年度) の成果と課題	【成果】 ・「長期ビジョン2025」の推進に向けて改定した「職員人材育成計画」にもとづき研修体系を整備し、地域福祉実践力向上研修を基幹研修に位置づけ、全常勤職員が地域福祉に関する知識・技術の習得を行った。 ・人事給与制度を見直し、主任制度や通所介護相談員を創設する等、将来に渡り持続可能で自律的な組織運営を行う基盤づくりを行った。 【課題】 ・地域から信頼される組織をめざし、職員のコンプライアンス意識を継続的に高める取組が必要である。 ・生活支援体制整備事業の開始により、社協職員が地域福祉の推進役となるべく、さらなる地域福祉実践力の向上が求められる。 ・新任職員の定着や専門職の人材不足が見込まれ、安定した事業運営を図るためにも引き続き人材確保・育成の取組を進める必要がある。			
中期計画 (令和元〜 令和5年度) の方向性	・人事考課、人事異動及び研修を連動させた取組を実施する。 ・安定した事業運営に向け、人材確保に取り組む。			
・本会の職員体制や社会情勢に合わせながら、人材育成計画に沿って体系的に職員育成に取りむ。 ・社協職員としての専門性や基本的スキルを段階的に習得できるよう、役割や職責をふまえた研修施し、併せて職員のコンプライアンス意識の向上を図る。 ・地域福祉実践力を向上させるため体系的な研修を実施し、社協職員全体のスキル向上を図る。 ・事業運営に必要な職員体制の確保・維持にむけた方策を検討する。			をふまえた研修を実	

■市域全体の取組

中期計画 取組項目	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
①人事異動、人事 考課、研修を含めた 人材育成の推進	「人材育成計画」 実施継続・検証・ 見直し				
②職員体制の確保	方策の検討・実施				

■区社協、施設等の現場の取組視点

- ・人事考課制度等、人材育成に関わる諸制度の理解を深め、各職場において制度に沿った運用を行う。
- ・運用の中で見出された課題をもとに制度の検証を行う。

- ・人事給与体系の整理、見直しの方向性・方策
- ・人材育成計画の改定について
- ・内部講師の育成に向けた方策について

長期ビジョン 長期ビジョン2025中期計画(令和元~令和5年度)推進期間における各事業の方向性

重点取組1 身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進

NO		事業名	担当部署	中期計画推進期間(令和元~令和5年度)の方向性
1	1-1	身近な地域のつながり・支えあ い活動推進事業の推進	地域福祉課 市民活動支援課	中期計画(令和元~令和5年度)参照
2	1-2	地域の支えあい活動のための 担い手育成	施設管理担当 施設福祉課	中期計画(令和元~令和5年度)参照
3	1-3	地区社協支援の強化	地域福祉課	中期計画(令和元~令和5年度)参照
4	1-4	区地域福祉保健計画(地区 別計画)の推進	地域福祉課 企画部 施設管理担当	・第4期市計画の方向性にあわせ、より小地域での助け合い活動が進むよう、区計画策定・推進指針の作成、区計画担当者会議の実施等を通じて支援していく。 ・地区別支援チーム(区役所、区社協、地域ケアプラザ)が、それぞれの機関の強みを生かし、連携・協働して区計画・地区別計画の策定・推進に取り組めるよう、必要な会議の場や研修プログラムを検討・実施する。 ・第4期区計画の策定にあわせ、地区社協の地区別計画への関わり方について市事務局とともに検討を行っていく。
5	1-5	生活困窮者自立支援施策へ の対応	地域福祉課	・生活困窮者は地域とのつながりが薄く、社会的孤立の課題をもつ方も多いことから、身近事業の一環として取り組んでいく。課題の早期発見に向け地域住民との接点をつくるため、子ども食堂や学習支援等、子どもの居場所づくりを進める。 ・企業等からの寄付を、関係機関・団体とのネットワークを活用して支援が必要な人に届けるとともに、関係機関との連携による包括的な相談支援を行う等、地域における支援のしくみづくりを進める。また、生活困窮者が地域で活躍できる場づくりに取り組む。

重点取組2 地域における権利擁護の推進

NO		事業名	担当部署	中期計画推進期間(令和元~令和5年度)の方向性
6	2 – 1	権利擁護事業の推進		中期計画(令和元~令和5年度)参照
7	2 – 2	法人後見事業の推進	あんしんセンター 地域福祉課 施設管理担当 支援センター	2 – 1 に統合
8	2 – 3	市民後見人養成・活動支援 事業の推進		2 — 1 に統合
9	2 – 4	横浜市障害者後見的支援制 度の推進	支援センター 地域福祉課 施設管理担当 あんしんセンター	中期計画(令和元~令和5年度)参照

重点取組3 幅広い福祉保健人材の育成

NO.		事業名	担当部署	中期計画推進期間(令和元~令和5年度)の方向性
10	3 – 1	幅広い福祉教育(啓発)の実 施	市民活動支援課 地域福祉課 施設管理担当 支援センター	中期計画(令和元~令和5年度)参照
11	3 – 2	企業の地域貢献活動の充実 に向けた支援	市民活動支援課 地域福祉課	【企業の地域貢献に係るコーディネート】 ・企業やニーズの多様化により、それぞれの事例の個別性が高いため、よりスピード感を持った事例紹介の形を検討していく。 ・既存のマッチングシステムについては、インターネット、SNSなど、実情に合った仕組みとして修正を図る。更新する体制なども加味した事業規模とし、継続可能かどうかを見据えながら運用する。
12	3 – 3	当事者の想いが実現できる地 域づくり	市民活動支援課 地域福祉課 施設管理担当 支援センター	 ・社会で孤立しがちな人が、地域とつながるきっかけとなるよう、引き続きボランティア担当職員やボランティアコーディネーターの資質を高め、区ボラセンでのコーディネートを進める。 ・市ボラセンとしては青少年相談センター等の市域機関との連携を強化する。また、生活支援センター等区域機関とも連携を深め、幅広いニーズを受け止めて対応していく。
13	3 – 4	福祉保健従事者の育成	ウィリング横浜 施設福祉課 地域福祉課	中期計画(令和元~令和5年度)参照
14	3 – 5	「セイフティーネットプロジェクト 横浜」支援事業の推進	支援センター 地域福祉課 施設管理担当	・障害当事者が安心して地域で暮らしていくために、障害当事者や家族の主体的な活動を大切にし、区社協等と互いに協力し合いながら、引き続き、地域の方や関係機関等へ働きかけを丁寧に進めていく。 ・出前講座や啓発活動の担い手をさらに広げていくために、引き続き、障害団体・機関に働きかけていく。
15	3 – 6	地域福祉活動推進者の養成	ウィリング横浜 地域福祉課	・「"地域をつなぐ"演習サポーター養成塾」と「地域福祉つなぎ隊研修」を継続実施する。その他、必要に応じて、地域活動推進にかかる研修等を実施し、地域活動推進者や地域支援者の活動の支援を強化する。 ・地域活動推進者及び地域支援者が地域実践を行うにあたり、効果的な研修プログラムを構築する。あわせて研修の受講者の担当地域での実践について確認を行い、今後の企画に反映させていく。
16	3 – 7	ボランティア活動の推進・支援	市民活動支援課	【市・区・地区ボラセンの役割の明確化】 ・企業・社会福祉法人・ガイドボランティアなどボランティアが細分化される中で、市ボラセンはその情報を総合的・横断的に把握する。 ・市ボラセンとしては、広域なイベント的ボランティアや趣味に関連したボランティア等の集約、紹介部分で役割を果たしていく。 ・地区ボラセンは、地区社協等が行う取り組みであり、区社協が地域支援の一環として行うことを基本とし、ボランティア部分における後方支援を必要に応じて行う。 【コーディネーターのスキル向上】 ・3 - 3 当事者の想いが実現できる地域づくりに記載のとおり。引き続き、担当職員やコーディネーターにとっての最優先課題であると考え、同テーマでのスキルアップを図っていく。
17	3 – 8	福祉人材の確保支援	ウィリング横浜 施設福祉課	・現状の取り組みについては継続し、関係機関と連携を深めつつ、人材確保や福祉啓発の取り組みの対象範囲を拡大していく。ウィリング主体での大学を会場とした合同就職説明会を実施する。 ・区社協(区ボラセン、福祉教育)や教育機関(大学、高校等)との相互連携を強化し、協働的な福祉啓発・人材確保の取り組みや相談体制の構築を行う。 ・福祉の仕事個別相談及び求人票掲載等に関する周知を強化し、件数の増加を図る。

重点取組4 会員活動と地域福祉の推進

NO		事業名	担当部署	中期計画推進期間(令和元~令和5年度)の方向性
18	4 – 1	会員の拡充と連携による協議 体としての機能強化	総務課 施設福祉課 地域福祉課	・部会・分科会活動の活性化を進め、部会等の連携による会員相互の課題解決に取り組む ・部会活動への参加や年金共済加入、寄贈物品の配分など会員メリットを明確化し、加入団体の増を図る。
19	4 – 2	市社協と区社協の部会(分科 会)活動の推進	地域福祉課 施設福祉課 総務課	【市・区社協相互の情報共有の強化】 ・地区社協のてびきの内容を全地区に浸透させ、一人ひとりの困りごとを解決する地域づくりのための取組が行われるよう支援していく。 ・地区社協のあり方について、市域で検討し、行政や市社協へ提言していく。 ・寄贈に関わる人件費等を確保し、安定的に実施できる仕組みを構築する。また、寄贈をとおし、区・市社協と会員の連携を一層推進する。 【地域に根ざした会員活動の推進】 ・市域と区域をつなげることを含め、社会福祉法人・施設の地域貢献活動推進に向けて検討を進めていく。 ・地域の課題の解決に向けた活動が地域に根差して取り組まれるよう支援する。
20	4 – 3	部会を超えた課題解決の仕 組みづくり	施設福祉課 総務課	中期計画(令和元~令和5年度)参照

重点取組5 社協の発展に向けた運営基盤の強化

NO.		事業名	担当部署	中期計画推進期間(令和元~令和5年度)の方向性
21	l 5 — 1 l	調査・研究・企画および広報機能の強化	企画部	【実践理論の構築、事例集等の編纂・発行】 ・会議体の実施にこだわらず、実践研究を通じた理論化、手法化を進めるとともに、必要な内容とタイミングを検討しながら、随時事例集や研究報告書の編纂に取り組む。 【地域福祉フォーラム】 ・職員の企画力・発信力の向上は、社協の組織力向上、社協理解者の拡大につながるものであり、取組項目としては継続する必要がある。内容としても、より効率的な実施方法を検討する必要はあるが、実践事例をまとめ、発信していく場を設定することは継続していく。
22	5 – 2	地域福祉活動財源確保の 取組強化	財務課 市民活動支援課 企画部 地域福祉課	中期計画(令和元~令和5年度)参照
23	1 5 - 3 1	災害に備えた職員の配置体 制や業務継続計画の整備	総務課 地域福祉課 社会福祉部	中期計画(令和元~令和5年度)参照
24	5 – 4	人事異動、人事考課、研修 を含めた人材育成の推進	職員担当	中期計画(令和元~令和5年度)参照

重点取組5 社協の発展に向けた運営基盤の強化

NO.		事業名	担当部署	中期計画推進期間(令和元~令和5年度)の方向性
25	5 – 5	横浜市地域福祉保健計画の 推進	企画部	・第4期市計画を推進するとともに、市計画の方針にあわせ、第4期区計画・地区別計画の策定を支援する。 ・第5期市計画の策定にあたり、市計画の在り方(支援計画としての整理等) を検討する。
26	5 – 6	移動情報センター事業の推進	地域福祉課	・各区において本人に寄り添った相談対応、担い手確保等ができるよう、ガイドラインの更新や事業所情報の共有、区間連携を進めていく。 ・地区担当と連携しながら、移動支援に関するボランティアを発掘し、身近な地域における障害児者と地域住民のつながりづくりに取り組む。 ・各区で把握した移動支援に関する課題を集約し、関係機関・団体、民間企業等と連携し、具体的な課題解決を図る。
27	5 – 7	外出支援サービス(委託事 業)の移管に向けた取組推 進	地域福祉課	引き続き、高齢者、難病患者の外出支援サービスの委託を受けている横浜市と 調整しながら、区社会福祉協議会独自送迎を含めた送迎サービスの役割を見直 していく。
28	5 – 8	生活福祉資金貸付事業の推進	地域福祉課	・担当者会議、研修は継続して実施、各区の状況を共有し、生活福祉資金について進め方を検討し、さらに職員のスキルアップにもつなげていく。また、個別支援の手法として本事業を活用し、相談者の支援を進めていく。
29	5 – 9	効果的な助成金制度の構 築・実施	市民活動支援課	・よこはまふれあい助成金区社協区分の改正に伴う影響について、申請書等の分析や区社協・団体へのヒアリングなどを通して状況を把握し、3年をめどに必要に応じた修正を図る。 ・新たな助成金制度が団体支援ツールとなるよう区社協だけでなく、ケアプラザ等、様々な支援機関へ周知する。
300	5 – 10	市社協運営施設の機能強化	施設管理担当	【区社協と連携した地域の支えあい活動推進】 ・引き続き地域ケアプラザと区社協で連携して、要援護者を早期発見し、支援につなげる『見守り・支えあい活動の拡充』に取り組む。実施にあたっては、地域の実態にあわせて進めていく。また、実践を通じてお互いの強みを明らかにし、効果的な地域支援の進め方についても検討を行う。 【共通課題の解決へ向けた取組、成果物を活用した他法人施設への支援】・老人福祉センターは介護予防事業のノウハウを共有し、継続的に取組を進めていく。 ・生活支援体制整備事業については、ブログ等を活用して取組を内外へ発信し、見える化を進める。 【施設内外の連携強化と職員のスキルアップ】 ・専門職の課題に応じた研修会の開催と職員連絡会等を通じた情報共有を継続し、施設内外の連携強化と職員育成に取り組んでいく。

重点取組5 社協の発展に向けた運営基盤の強化

NO.		事業名	担当部署	中期計画推進期間(令和元~令和5年度)の方向性
31	5 – 11	災害時のボランティアコーディ ネート機能の推進		 ・協定の締結を支援するとともに、締結を行なわなくても災害時には区と区社協が連携して対応にあたる確認が取れるよう支援していく。 ・区域団体に偏らない連絡会を開催し、それぞれの団体の特徴を共有し、災害時の市災害ボランティアセンター運営が円滑になるよう準備を進める。また、その過程を通して日頃からの連携を強化し、市域団体活動の活性化を図る。 ・コーディネーターの育成については、区社協職員と災ボラネット等地域活動者とを分けて検討する。 ・現在の区災ボラネットワークや区災ボラセンターのコーディネート方法のベースが古くなっており、東日本大震災以降のスタイルに見直すことや、その変更の意識づけを地域活動者に働きかけていく必要がある。

資料 1 長期ビジョン 2025 中期計画 (平成 26~平成 30 年度) における主な成果・課題

重点取組 1	身近な地域での住民のつながり・支えあい活動の推進
取組内容	【方向性】 制度の狭間にある問題を含め、困りごとのある人を早期・支援するため、身近な地域におけるつながりや支えあい活動を推進し、きめ細かに支えあえる地域社会をつくる。 【主な取組】 ・身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業・地域の担い手育成・地区社協活動の活性化
成果	・制度の狭間の問題に着目し、個別支援と地域支援を連動させて取り組む身近事業が推進され、実践が蓄積された。また、それが対外的にも評価され、生活支援体制整備事業の受託等につながった。 ・要援護者の早期発見・予防・支援の仕組みづくりや地域における居場所づくりが進められるとともに、食を通じた支援など、新たな活動・協働体制が創出された。・地区社協の目的をあらためて明確化し、「地区社協のてびき」としてとりまとめるとともに、地区社協検討会等の推進体制を構築した。
課題	・個々の困りごとを受けとめて解決する取組だけでなく、共通課題や地域課題を起点とする支援体制づくりや課題解決の仕組みづくりを進めていくことが必要。 ・地区社協の目的を浸透させるとともに、地区社協の支援方策を検討・実施し、各地区における取組に反映させることが必要。

重点取組2	地域における権利擁護の推進			
取組内容	【方向性】 認知症高齢者や障害者等の安心した暮らしの実現に向け、権利擁護を区域で展開して増大するニーズへの支援体制を整備する。併せて、近隣とのつながりの中で安心して自分らしく生活できる地域づくりを進める。 【主な取組】 ・地域住民と連携した権利擁護事業、法人後見事業、市民後見人養成・活動支援事業の推進 ・横浜市障害者後見的支援制度の推進			
成 果	・区社協における法人後見事業の実施も視野に入れながら、権利擁護サポーターの 試行や市民後見人養成・活動支援等、住民との連携による権利擁護の推進体制構築 を進めた。 ・後見的支援室が18区に整備され、推進法人として各支援室と連携しながら、登録 者の見まもり・支援の体制づくりを進めた。			
課題	 ・当初目標とした区社協を中心とする権利擁護の推進体制整備については、区社協における人員体制等の状況を鑑みて実現に至らなかった。地域に根ざした権利擁護の推進という基本的な方向性は継続しつつ、成年後見制度利用促進基本計画等、新たな状況も踏まえながら取組を進めていく。 ・後見的支援制度は、制度周知を一層進めるとともに、地域における見まもり体制の充実や登録者の増加に伴う支援体制整備が必要。 			

重点取組3	幅広い福祉保健人材の育成
取組内容	【方向性】 誰にも役割や居場所がある地域社会の実現に向け、高齢・障害当事者とも連携しながら福祉教育を推進する。また、安定的な福祉人材の確保、企業等の地域貢献活動の推進など、幅広い福祉保健の人材育成に取り組む。 【主な取組】 ・学校をはじめ、地域住民や企業を対象とした福祉啓発の実施 ・企業の地域貢献活動への支援 ・福祉保健従事者の育成
成果	 ・各区における福祉教育プログラムやセイフティーネットプロジェクト横浜の取組を通じて、福祉啓発が進められた。 ・セミナーの実施やマッチングシステムの運用を通じて、企業の地域貢献活動が推進されるとともに、企業とのネットワークが広がった。 ・ウィリング横浜における主催研修、市社協の部会や区社協、関係機関と連携した研修や就職相談会の実施等により、福祉保健人材の育成・定着・確保を進めた。
課題	・福祉教育(啓発)の取組を継続するため、人材・機材・ノウハウの確保や整備が必要。また、実施プログラムについては時代に即したものとしていくことが重要。 ・福祉保健人材の育成・定着にあたっては、各施設や事業所ごとのニーズへの対応が必要。

重点取組4	会員活動と地域福祉の推進		
取組内容	【方向性】 多様な福祉保健関係者が会員として参加する社会福祉協議会としての強みを生かし、会員相互の課題解決力や会員の持つ専門性を発揮した取組を進める。 【主な取組】 ・会員の拡充と連携による協議体としての機能強化 ・市社協と区社協の部会(分科会)活動の推進 ・部会を超えた課題解決の仕組みづくり		
成 果	・社会福祉法改正への対応や人材の確保、災害時における支援体制等、共通の課題 に対して、実態調査、事例の共有、研修実施、行政への提案等により、解決に向け た取組を進めた。		
課題	・法人会員と施設・団体会員の重複加入の整理等、会員制度の見直しは引き続き検討が必要。 ・部会を超えた取組については、共通した課題であっても、 その解決策としての取組が共通とならないものも多く、市 域での取組が難しい状況。		

重点取組5	社協の発展に向けた運営基盤の強化			
取組内容	【方向性】 重点取組1~4を推進するため、市社協の運営基盤を強化し、市民や関係機関の信頼・協力関係を強固にして、共に地域福祉を推進する。 【主な取組】 ・調査・研究・企画及び広報機能の強化 ・地域福祉活動財源確保の取組強化 ・災害に備えた職員の配置体制・業務継続計画の整備 ・人事異動、人事考課、研修を含めた人材育成の推進			
成果	・よこはま地域福祉フォーラムを事業化。実践の可視化・発信を通じて事例が 共有され、地域づくりに必要な視点や考え方の共通認識が形成された。 また、取組を通じて職員の企画力・発信力も高められた。 ・ファンドレイジングチームを設置し、寄付PR動画の配信、弁護士会等への 寄付周知協力依頼、NPOとの協定によるプロジェクト等に取り組んだ。 ・災害対応マニュアルや業務継続計画の策定を通じて、各部署の発災時におけ る優先事業を整理できた。 ・管理職マネジメント研修の実施や主任制度の導入によりOJT体制を強化し た。 また、職位と責任に応じた給与体系の構築等、人事給与制度の見直しを行っ た。			
課題	・引き続き、様々な方法により研究・企画等の機能強化に取り組む。 ・地域活動財源確保の取組については、周辺状況の変化にあわせて柔軟に取組 を推進できるよう、必要な体制及び計画の整備が求められる。 ・災害時対応については、マニュアル等の作成以上に、平時から必要な取組を 実践し、意識づけていくことが重要。 ・職員の実践力向上とともに、コンプライアンス意識を継続的に高める取組が 必要。また、安定した組織・事業運営に向け、引き続き人材確保・育成の取組 が重要。			

資料2 横浜市における中長期的課題 (第4期横浜市地域福祉保健計画より)

人口減少	横浜市の総人口は 2019 年の 373 万人をピークに減少に転じ、いわゆる人口減少 社会が到来します。更に、生産年齢人口はすでに減少が始まっており、将来に わたり減少し続けていくことが予想されています。
少子・高齢化	・2025年には65歳以上の高齢者人口が97万人に達し、2030年には100万人を突破、2035年には110万人になると予測されています。一方、子どもの数は、2015年の約47万人に対して2025年には約42万人となり、約5万人の減少(約9%減)が見込まれています。 ・高齢者人口の増加に伴い、2015年に比べ2025年には要介護認定者数、認知症高齢者数が共に約1.4倍に増加することが見込まれており、それ以降も支援を要する高齢者は増加するものと考えられます。 ・横浜市の合計特殊出生率は、ここ数年微増傾向にありますが、全国より低い値であり出生数も減少傾向です。依然として少子化の現状は変わっていません。
社会情勢・世帯構成の変化	・支援を要する高齢者の増加や保険制度改革等により、施設入所や入院による対応は、より重度の高齢者のみとなり、支援を要する人の生活は地域へ移行していきます。 ・一方で、それを支えることが期待される地域社会では、人口減少・少子高齢社会の進展に加え、単身世帯の増加、家族形態の変容、価値観の多様化、自治会町内会加入率の減少等により担い手が不足し、地域で支援を要する人の生活を支えていく力は脆弱になることが見込まれます。
複合的な課題の増加	近隣との関係性の希薄化が課題となっており、社会的孤立や、それを背景とする潜在化・深刻化した問題を抱えた世帯も地域に存在し、今後増えていくことが考えられます。こうした地域にある問題は高齢者に限らず、中高年のひきこもりと高齢の親という8050問題や育児と介護の同時進行を意味するダブルケア、生活困窮、子どもの貧困、いわゆるごみ屋敷の増加等、多世代にわたる複合的な課題が増えてきています。

資料3 横浜市における福祉保健関連計画 (概要)

第4期横浜市地域福祉保健計画~よこはま笑顔プラン~

[推進期間]

2019 (令和元) 年度~2023 (令和5) 年度

[基本理念]

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなでつくろう

[推進の柱・関連する長期ビジョンの取組]

推進の柱1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- <1-1> 地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実
- < 1-2> 地域福祉保健活動を推進する関係機関・団体への支援
- <1-3> 誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成
- <1-4> 地域福祉保健活動推進のための人材育成と環境づくり

関連する長期ビジョンの取組

- 1-2 地域の支えあい活動のための担い手育成
- 1-3 地区社協支援の強化
- 1-4 区地域福祉保健計画(地区別計画)の推進
- 3-1 幅広い福祉教育の推進
- 3-5 「セイフティーネットプロジェクト横浜」支援事業の推進
- 3-7 ボランティア活動の推進
- 3-8 福祉人材の確保支援
- 3-4 福祉保健従事者の育成
- 3-6 地域福祉活動推進者の養成
- 4-3 部会を超えた課題解決の仕組みづくり
- 5-5 横浜市地域福祉保健計画の推進

推進の柱2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- <2-1> 見守り・早期発見の仕組みづくり
- <2-2> 連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実
- <2-3> 身近な地域における権利擁護の推進
- <2-4> 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実
- <2-5> 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

関連する長期ビジョンの取組

- 1-1 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業
- 1-5 生活困窮者自立支援施策への対応
- 2-1 権利擁護事業の推進
- 2-2 法人後見事業の推進
- 2-3 市民後見人養成・活動支援事業の推進
- 2-4 横浜市後見的支援制度の推進
- 5-1 調査・研究・企画及び広報機能の強化
- 5-6 移動情報センター事業の推進
- 5-10 市社協運営施設の機能強化
- 5-11 災害時のボランティアコーディネート機能の推進

第4期横浜市地域福祉保健計画~よこはま笑顔プラン~

推進の柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- <3-1> 幅広い市民参加の促進
- <3-2> 多様な主体の連携・協働による地域づくり
- <3-3> 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

関連する長期ビジョンの取組

- 3-2 企業の地域貢献活動の充実に向けた支援
- 3-3 当事者の想いが実現できる地域づくり
- 4-1 会員の拡充と連携による協議体としての機能強化
- 4-2 市社協と区社協の部会(分科会)活動の推進
- 5-2 地域福祉活動財源確保の取組強化
- 5-9 効果的な助成金制度の構築・実施

よこはま地域包括ケア計画 ~第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画~

「推進期間]

2018 (平成30) 年度~2020 (令和2) 年度

[基本目標]

ポジティブ・エイジング

~誰もが、いつまでも、自分らしくいられる「横浜型地域包括ケアシステム」を 社会全体で紡ぐ~

[基本的な方向]

- I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して
 - ◆「介護予防・健康づくり」「社会参加」「生活支援」の一体的推進
 - ◆多様な主体が連携した包括的支援体制づくり、地域づくり
- Ⅱ 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して
 - ◆在宅を支える介護、医療、保健・福祉の充実
 - ◆必要なケアを一体的に提供できる体制の構築
- Ⅲ 認知症にやさしい地域を目指して
 - ◆認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた環境の中で暮らし続けられる地域づくり
 - ◆医療・介護サービスの適切な提供、連携の推進、地域の見守り等を含めた支援体制構築
- Ⅳ ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して
 - ◆個々のニーズや状況に応じた選択を可能とする施設や住まいの整備
 - ◆施設、住まいに関する相談の充実
- Ⅴ 安心の介護を提供するために
 - ◆「新たな介護人材の確保」「介護人材の定着支援」「専門性の向上」の総合的実施
- VI 地域包括ケア実現のために
 - ◆横浜型地域包括ケアシステムを支える基盤整備(介護サービスの適正な提供等)

横浜市障害者プラン(第3期)

[推進期間]

2015 (平成 27) 年度~2020 (令和 2) 年度

[基本目標]

「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことが できるまち、ヨコハマを目指す」

[基本的な方向]

テーマ 1 出会う・つながる・助け合う 普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

テーマ2 住む、そして暮らす 住まい、暮らし

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす 健康・医療、バリアフリー、権利擁護

テーマ4 いきる力を学び・育む 療育、教育、人材の確保・育成

テーマ 5 働く、活動する、余暇を楽しむ 就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、文化・スポーツ・レクリエーション

横浜市子ども・子育て支援事業計画 ~子ども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン~

[推進期間]

2015 (平成 27) 年度~2019 (令和元) 年度

[目指すべき姿]

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな 生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち 「よこはま」

[施策分野と基本施策]

施策分野1

子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる≪子ども・青少年への支援≫

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策③ 障害児への支援

基本施策④ 若者の自立支援の充実

施策分野2

出産・子育てがしやすく、子育てが楽しいと思える環境をつくる≪子育て家庭への支援≫

基本施策① 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策② 地域における子育て支援の充実

基本施策③ ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止 施策分野3

自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる ≪社会全体での支援≫

基本施策① 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

基本施策② ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

第2期健康横浜21

[推進期間]

2013 (平成 25) 年度~2022 (令和 4) 年度

[基本理念]

すべての市民を対象に、乳幼児期から高齢期まで継続して、生活習慣の改善や、生活習慣病の重症化予防を行うことで、いくつになってもできるだけ自立した生活を送ることのできる市民を増やします。

[基本目標]

10年間にわたり健康寿命を延ばします。

[取組テーマ]

- 1. 生活習慣の改善
- 2. 生活習慣病の重症化予防

[第2期計画の特色]

その1 ライフステージに合わせた取組を行います

その2 「きっかけづくり」と「継続支援」を目指した取組を進めます

その3 区の特性をふまえ、さまざまな関係機関・団体と連携した取組を進めます

[平成29年度の中間評価結果を踏まえ、特に強化していく取組]

- 生活習慣病対策の強化
- ・生涯を通じて自立した生活を送るための体づくり
- ・受動喫煙防止対策の強化
- ・こころの健康づくりの推進

第5回 よこはま地域福祉フォーラム



~「おたがいさま」の 縁づくり~



育まれる緑

開催要綱

私たちのまち横浜では、普段の暮らしを支える様々な活動が育まれてきました。こうした活動を広く共有することで新たな取組につなげ、困りごとを受け止め支えあえる地域をめざしていこうという思いから始まった、「よこはま地域福祉フォーラム」は今年で5回目を迎えます。

身近な地域の中で、支えあい活動は根づき、様々な形で広がりをみせています。

ひとりの困りごとを同じまちの仲間として受け止めて寄り添い支える取組や、病院や企業など福祉に限らない新たな分野とのつながりを活かしたまちづくり、「私たちのまちのために」という想いを重ね合わせて形作られていく活動など、地域ごとの特徴に合わせて発展し続けています。

今回のテーマは「育まれる縁」としました。幾重にも重なり、まちを彩ってきた縁(つながりや支えあい)が、その色と形を変えながら一層力強い活動や新たな活動として芽吹き、育まれていく、そんな姿を思い描いています。

本フォーラムを通じて、身近な地域における取組に私たち一人ひとりがどのように関わり、育んでいけるのか、みなさんと一緒に考えていきます。



令和2年**1月30**日(木) 10:15~15:30

※受付 9:45 開始



午前・午後

関内ホール(横浜市中区住吉町4-42-1)



全体会(基調講演)

分科会

「ひとりぼっちにしないまちづくり 分科会1.2

~地域で育む、子どもたちに寄り添う~」

ゆきしげ ただたか

幸重 忠孝 氏 (こどもソーシャルワークセンター 理事長)



1,000名 (要事前申込)

- (1) 横浜市に在住・在学・在勤の方
- (2) 地区社会福祉協議会など地域福祉活動団体・関係機関
- (3) 社会福祉施設職員、地域ケアプラザ職員
- (4) 教育関係者
- (5) 市·区役所職員、市·区社会福祉協議会職員
- (6) (1)~(5)にかかわらず社会福祉に関心のある方

【主催】横浜市社会福祉協議会 · 18区社会福祉協議会

【共催】横浜市健康福祉局・横浜市こども青少年局 ・横浜市教育委員会



午前: 基調講演

ひとりぼっちにしないまちづくり

会場

関内ホール 大ホール

10:30~12:00 定員 1,000名

~地域で育む、子どもたちに寄り添う~

ゆきしげ ただたか

こどもソーシャルワークセンター 理事長

幸重 忠孝 氏



多様な暮らしが広がる一方、雇用形態や生活の不安定さが子どものいる家庭に影を落とし、子どもたちに様々な問題となってふりかかっています。

家庭や学校を中心に過ごし、普段の暮らしが見えづらい子どもたちに、同じ地域住民として、どう向き合い、関わっていく必要があるのでしょうか。

子どもの置かれている現状から、家庭や学校における子どもたちの"現実"をとらえ、子どもたちの支えとして必要なこと、専門職だけではなく地域住民が関わることの大切さ、地域にしかできないことについて、実践を通じたご講演をいただきます。

【講師プロフィール】

児童養護施設職員、大学教員を経て、2012年4月に幸重社会福祉士事務所を設立。

こどもソーシャルワークセンターとして、「まち」や「地域」におけるつながりを大切にしながら、トワイライトスティ、フリースペース、子ども食堂など、様々な子どもの居場所の運営支援、コーディネートに取り組んでいる。 また、滋賀県教育委員会のスクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーとしても活躍。大学で非常勤講師として、児童福祉系科目を教えている。

NHK課題解決ドキュメント「ふるさとグングン!」にグングンサポーターとして出演。

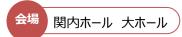
主な著書に『子どもたちとつくる 貧困とひとりぼっちのないまち』『子どもの貧困対策第2ステージ まちの子どもソーシャルワーク』など。

幸重さんが出会った子どもたちのエピソードを合わせて制作された、仁と智の兄弟を主人公にした物語、ヴィジュアルノベル「貧困を背負って生きる子どもたち 仁の物語/智の物語」をYouTubeで公開中。

1

身近なまちで育まれる縁

~まちで寄り添い 支える暮らし~



13:15~15:30 定員 1,000名

一人ひとりの困りごとを地域で受け止め、寄り添いながら支える取組を積み重ねることで、自分事としての意識が浸透し、地域の支えあいの力が育まれていきます。「暮らしを支える地域づくり」の必要性を考えます。

コーディネーター: 同志社大学 社会学部社会福祉学科 教授 永田 祐 氏

実践報告

● 横浜市南部学校教育事務所スクールソーシャルワーカー・磯子区こども家庭支援課

· 磯子区社会福祉協議会(磯子区)

● グループ 男の手貸します・中屋敷地域ケアプラザ・瀬谷区高齢・障害支援課

·瀬谷区社会福祉協議会(瀬谷区)

● 困りごと引き受け隊・第3地区社会福祉協議会・麦田地域ケアプラザ

(中区)

横浜市南部学校教育事務所 スクールソーシャルワーカー 磯子区こども家庭支援課 磯子区社協

こどもたちの困りごとを支える ~地域と専門職がつながる~

学校や区役所が把握している「朝起きれず登校できない」「制服が買えない」といった課題を抱えたこどもたちの存在。それを聞いたスクールソーシャルワーカーから区社協、地域ケアプラザや地域住民へとつながり、地域でのサポートが始まる。専門職の支援と地域での支えあい、それぞれの強みを活かした関わりの大切さについて考える。

グループ 男の手貸します 中屋敷地域ケアプラザ 瀬谷区高齢・障害支援課 瀬谷区社協

困窮世帯を支えた地域の力 ~制度の狭間に寄り添う~

床が抜け、ライフラインが止まった家に住み続ける高齢の母親と息子の世帯。ずっと気にかけ見守っていた地域住民の"どうにかしてあげたい"という思いをきっかけに、専門職と地域住民・ボランティアグループそれぞれが自分たちにできることを模索していく。親子の気持ちに寄り添い信頼関係を築きながら、地域での暮らしを支える取組。

困りごと引き受け隊 第3地区社協 麦田地域ケアプラザ

活動が地域の縁を創り出す ~ちょこっとボランティアで拡がる 地域のつながり~

高齢化が進む中で「わたしたちのまちのために、できることは何か」住民や支援機関それぞれの思いが重なりはじめた地域。より広く住民同士が支えあえる地域にしていきたいと、ボランティアグループ「困りごと引き受け隊」を立ち上げ、一人ひとりの暮らしに向き合っていく・・・困りごとを支える活動を通じて変化してきた住民のつながりや思いとは。

2

縁でつながるまちづくり

~つながりで芽吹く支えあい~

会場 関内ホール 小ホール

13:15~15:30 定員 250名

住民、福祉・医療機関、教育機関、企業、NPOなど地域にある様々な主体のつながりが、まちづくりに新たな風を吹き込みます。それぞれの強みを活かすポイントを実践事例を通じて共有します。

コーディネーター:横浜創英大学 こども教育学部 講師 平野 友康 氏

実践報告

- : 名瀬地区ハートプラン推進委員会・名瀬地域ケアプラザ・戸塚区社会福祉協議会(戸塚区)
 - スペース谷津坂・金沢東部地区社会福祉協議会・金沢区社会福祉協議会
 - NPO法人おもいやりカンパニー・中村地域ケアプラザ

(金沢区) (南区)

名瀬地区ハートプラン推進委員会 名瀬地域ケアプラザ 戸塚区社協

多様な主体で地域を包む ~名瀬地区買い物移動支援の取組~

「買い物に困っている」という声をキャッチしたケアプラザ。地域住民(自治会町内会・地区社協・民児協等)と様々な機関(社会福祉法人・企業等)をつなぎながら協議・検討を重ね、解決に向けて動いていく。多様な主体のネットワークをつくり、住民だけでは解決できなかった課題に取り組むためのヒントを探る。

スペース谷津坂 金沢東部地区社協 金沢区社協

地域の声から生まれた活動 ~人が育ち、地域が支える~

集まれる拠点がない地域で「小・中学生のために放課後の居場所がほしい」という住民の声を受け止めた地区社協。地域活動者養成講座「地域づくり塾かなざわ」への参加を経て、居場所づくりに取り組み「スペース谷津坂」を立ち上げた。ボランティア募集、活動の周知など、取組を通じて人材が育ち、様々な機関や団体が地域の中でつながり続けるための工夫を紐解く。

NPO法人おもいやりカンパニー 中村地域ケアプラザ

地域課題に取り組む 子育てママたちの挑戦! ~安心して暮らせる街づくり~

坂道が多く買い物に困る高齢者が増えている地域で、子育てサークルのママ達が中心となり、買い物代行や家事支援、話し相手等をする「おもいやり隊」を結成。さらに空き家を活用して、子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える多世代交流拠点の運営を始めた。新たなつながりを作りながら課題に取り組む手法を探る。

プログラム

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
時間	プログラム		内容・	会 場
9:45 ~ 10:15	受 付			
10:15 ~ 10:30	開 会・ 主催者挨拶			
10:30~	全体会	内容	表。目前自由所	こしないまちづくり すむ、子どもたちに寄り添う〜」 ゆきしげ ただたか 一 理事長 幸重 忠孝 氏
12:00		会場	会場関内ホール大ホール	こどもの居場所とも地域づくり
12:00 ~ 13:15	休憩•移動	※午後の受付は各分科会の会場で行います。「各分科会 会場」に直接お越しください。		
13:15 ~ 15:30	分科会	内容	分科会1 ● 身近なまちで育まれる縁 ~まちで寄り添い支える暮らし~	分科会2 ● 縁でつながるまちづくり ~つながりで芽吹く支えあい~
		会場	会場関内ホール大ホール	会場関内ホール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ 午後の分科会は、途中の会場移動は自由ですが、資料や会場定員等の都合上、ご希望をとらせていただきます。 (定員上限により、移動後に入場またはお席のご用意ができない場合があります)



問合せ 横浜市社会福祉協議会 企画部 企画課 TEL: 045-201-2090 E-mail: chiikifukushi-f@yokohamashakyo.jp

参加申込書

第5回よこはま地域福祉フォーラム ~「おたがいさま」の縁づくり~ 育まれる縁(1/30)

しめきり: 12月20日(金) FAX: 045-201-8385

※ いずれかに○をつけてください。

新規中込 · 内谷変更(一部修止 <i>)</i> · 参加取り消し - 申込日 - 月 日	———————— 新規申込		申込日	——— 月		
--	------------------	--	-----	----------	--	--

● 参加者(団体・所属でまとめてお申込みをされる場合は、参加者のうち代表の方をお知らせください)

	71 L (E) 17 77 A CO.	C05 C00 11.	<i>ڪ-٠</i> , د د	10000	ラ加口のフラー(社の	/)		
No	ふりがな 氏 名			参 (終日	加するものに〇をつ 日参加の場合は午前	oけてください ・午後、両方にC))	備考
			()【午前】	全体会			
						希望する分科	·会に()	
			()【午後】	分科会 ——→	1	2	
1	所属(団体名等)							
	住所	(〒	_)				
	電話番号							

● 同団体・所属等でまとめてお申込みをされる場合は、下記に氏名等をご記入ください。記入欄が不足する場合は、本申込書をコピーしてお使いください。

No	ふりがな 氏 名		参加するものに〇をつけてください (終日参加の場合は午前・午後、両方に〇)	備考
		()【午前】全体会	
2		(希望する分科会に○)【午後】分科会──→12	
3		. ()【午前】全体会	
3		(希望する分科会に○12	
4		. ()【午前】全体会	
4		(希望する分科会に○12	

- ※ 午後の分科会は、途中の会場移動は自由ですが、資料や会場定員等の都合上、ご希望をとらせていただきます。 (定員上限により、移動後に入場またはお席のご用意ができない場合があります)
- ※ 原則として先着順とし、ご希望の会(全体会・分科会)にご参加いただけない場合のみ事務局よりご連絡致します。
- ※ 手話通訳、車いす補助等をご希望の場合は、備考欄にご記入ください。保育はございません。ご了承ください。

問合せ 横浜市社会福祉協議会 企画部 企画課

TEL: 045-201-2090 FAX: 045-201-8385 E-mail: chiikifukushi-f@yokohamashakyo.jp 参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX・郵送・E-mailなどでお申込みください。 (E-mailでお申込みをされる場合は、参加申込書に記載されている必要事項を、E-mailの本文に記載してください)

〈横浜市内の地区社協・民児協の皆さま〉

- ・ 地区社会福祉協議会の方は、地区ごとに各区社協に お申込みください
- ・民生委員・児童委員の方は、地区ごとに各区民児協 事務局にお申込みください
- 本会ホームページからもお申込みができます
 (参加申込書のダウンロードも可能です)
 http://www.yokohamashakyo.jp/chiikifukushi-f/
- 申込みしめきり 令和元年12月20日(金)
- ── 天候・災害等でやむをえず中止をする場合は、本会ホームページ上にて 1月30日(当日) 午前6時にお知らせいたします
- 原則として先着順とし、ご希望の会(全体会・分科会)にご参加いただけない場合のみ事務局より ご連絡します。

主 催 横浜市社会福祉協議会 18区社会福祉協議会

共 催 横浜市健康福祉局 横浜市こども青少年局 横浜市教育委員会

協力 神奈川県社会福祉協議会 川崎市社会福祉協議会 相模原市社会福祉協議会

(予定) 関東学院大学 神奈川大学 鶴見大学 横浜市立大学

公益財団法人 横浜YMCA 公益社団法人 神奈川県介護福祉士会

公益財団法人 神奈川新聞厚生文化事業団

一般社団法人 神奈川県介護支援専門員協会

よこはま一万人子育てフォーラム

読み取り、WEBから お申込みができます

下記のQRコードを



※ 文中は敬称略としています

(順不同)

〈個人情報の取扱いについて〉

参加申込書に記載された個人情報は、本フォーラムに係る企画、主催者用参加者名簿の作成・管理等、本フォーラム関連のみの目的で使用するとともに、本会「個人情報保護に関する方針」に基づき、適切に取り扱います。

(個人情報保護に関する方針 →http://www.yokohamashakyo.jp/sisyakyo/kojin-joho.html)

問合せ お申込み

横浜市社会福祉協議会 企画部 企画課

TEL 045 – 201 – 2090 FAX 045 – 201 – 8385 E-mail chiikifukushi-f@yokohamashakyo.jp http://www.yokohamashakyo.jp/

〒231-8482 横浜市中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター7階

認定NPO法人 横浜移動サービス協議会

公益社団法人 神奈川県社会福祉士会

横浜市市民活動支援センター

公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会

- ※「よこはま地域福祉フォーラム」は一部共同募金の配分金で実施しています。
- ※ 本フォーラムは「小地域福祉活動推進研修」として実施いたします。
- ※ プログラム中の各表題は仮題のため変更になる場合があります。ご了承ください。

